白川永久録　全

成末 182

ワ3
6426

吉宗の御徳ハ寛永以初め天下の法度を評されに仁君十言
人と称せらる有所謂仁君子ハ紀伊大納言光貞卿聡明にして下問
を恥ぢず人の言を用ひ大量の慈あり是を数ふるに堂字をもて
せば天下に並ぶ人無之ニて其質に仁愛の心深く領国の民ニ
おいてハ安し是徳也し唯一人の仁愛の及ぶ所也り松平新左衛門
光政自身の言行正しく真の君子にて和して謙徳深く其身
倹約を守りて民を救ひ国邪を合ぶせん事細中一の義を守り
阿部豊後守忠秋ハ忠を守りとして人の言を好めり物言して信あり
備ふ所にて徳あり其の君子ハ及べからざる所なり 常に正直ある忠秋の他に匹敵なし
世子御小姓細川越中守入道板倉内膳正重矩の推挙なり 板倉内膳正重矩其身行儀正しくして快楽を好まず
京兆にして仁愛を本とし勇ありて武備に怠らず家国大に富むといへども
民を憐む事甚深し所謂十六人とハ水戸中納言光国卿性仲儒を

成嶋
公恭
吉田
図書
大正十三年三月二十日寄贈
成瀬正精氏寄贈
73
6426
門 73
6426 巻
11

苦しみ武勇を励し善を正し民を安し此郷の事ハ人口に膾炙せる
抜萃すれハ近くいへハ実に人君の鑑とも称すへし保科肥後守
正之君ハ台徳院様の第九男にて保科正光の家を相続せられたる
附方之此人剛正の質を備へ和漢の様子に従ひ神儒の心様をも立て
儒教の種を究め主に仕所忠貞人に踰たり初より書を読併
学を好まれしせられし年五十にして初て小学を読大学の基を
知り聖学の深遠なる事を信し儒仏の書を焼却の文に力を用ひ日本
新なり二子の語録を以て書を編め曽て山崎嘉右衛門として玉山
講説とよ御し先これを顕揚し又所地会津を治められては城
隍郊郭時に立て兄課を整ひ軍礼を饒け器を備へ風土記を作
りて産物の四境を知り社倉を立祖税を定めし難飛灌送
行法を制し証を罪を立て人倫に基つき事情を奉しく監使

を出して封内残らず行せしめ事の情を上に達し出来の源をなしぬ
忠孝あるものを賞し孝子順孫を表し粗を以て窮して物を
る所なきものハ是を賑し旅客病あれハ則是を救ひ以て多く賞
一人の賊なし又家に十五ヶ条の家訓を示して子孫に遺し
給まいハして将軍家綱公を補佐し奉る重任に堪へられを調へし麻ハ
久世大和守広之松平日向守信之相馬長門守忠胤板倉内膳正重矩太
雅楽備後守稲葉伊予守河野権右衛門五味藤九郎等之是此人々の
行儀を思ひ続中肥後守正之にならひ此事を日本にさかん事也
知るなり其事ハ田安の鎮にて人をあり多く行ひ人は皆会を定
ことならぬ人をあつれし其の風の様のたとへたる初年し所なる
さればこそ又に浴し大肥大和守にて井家をもなさし條下十八
史書を見て記してし帝家治国の事をの文を瀬しなさるとの

ども家来事ニ任せ候又ハ其事を司る人なきもなく世上ニいふ無益
ニ無之ても却而高家の妨ともなる事ハ無之候自ら国家之
困窮事とハ如何様の義ハ其心得一つにして難行事ニ候へハ我等ハ存念の者を
申合せ其の所存を申ニ従和して事を考へ候得ハ何事も相整
せ候ニ付而存分一通りを存分ニ顕し申当家風ニ倣ひ大猷院様御定
置れし制法一つも及ひ不申儀を今ニ依頼し能々承知致し当初の法
役人共程を守り相勤め申事ニ而安堵せしめ申事ニて今更
役ニ立申候役人ハ無之候先規格式ハ其時代々の風俗ニ而大猷院
様御時代天下治り候間ニ而武士の風俗質素ニして古風も有
之ニ応し治平久しく世の風俗華美ニ成候へハ古へに於て昔の格も出て申候
之趣有事を主綱ニ而ハ役儀の類なと申付古格を以て申付せよと
中ニ而ハ無之候我等存候所を諸役人何篇近習御相伴のものへも知らせ

主度様且ハ高附物ニ至迄此度代の被召候節ニ而も相応ニ存候ハ
之儀何も其任有儀なる事ニて可に候へ共其時々ニ寄て八文様の目録
ニて其事の次第を結ひせて夫々の役儀を勤させ候得ハ様子共を見て
乃ニ而ハ有も少も無之事存られたる事迄も申上候書記し上覧合点
對して其事ニ而ハ無之事

一 家老職ハ家の棟梁の事ニて何方ニても重き職ニ候家柄を以て勤役
何程才智ありても軽き者を登庸して其職ニ任せ候ハ猿ぬ事ニ候
然共人ニハ賢愚ありて其職ニ堪さるを何程家柄ハ家老ニ而も其人ニ
より難申付候此ハ重く而しらへ任せて又独り
職ニ任付ハ家柄の家ニたる中ニ而ハ無之候揚名の家筋を守りて
其職を主張して器量なきハ尸位ニて其役の勤て不在
為事所ニ於て其職を務し候中々事一ニ候ハ人の

知る事かたし是知れかたき物なれバ于秋漢の世まで人を知る事の蕭何ニ
過たる者なし一人の人を知る事をあげてたとへしとしてハ
何役を作りし其才を用ゆる事に至る迄同列帯を和らげし三家
臣の志をもつて家中の仕置事を入る中年々是唯要領のみ為し
出家の成事ハ至るへく論せハ和漢ともに同し職に在てハ是に權威を争ひ其の
中小額を掛當局ハ心安き輩を役子として内証にわせまる所なしなるひとて人
其所に於て是に心安き者乃出合ともに加ざる事なく事に入
らぬ事ハのろぬ人合へ思ふ所をも擁中往々なるにて有れハ家の
為にハ知らぬ人を知るも一人にてハ知れ難き人携ひ三人寄て三人の智恵
にてつへ作が目にもよく見へ作らぬ合点ゆきたるにて其志れ挙
て用ひ候非是真偽の限りも有しきるハ来れたる事ハ有
我家中人を雇ひ用ひは小親疎をも存たとひ我子孫或ハ嫡子なりとも

才をも恩なく挙用ゆへき事あるへき所にて證退いたし知て
我親類とハ知りながら中ハ親方自らくハ中出ゆくなる様ある事なくも
是も古来の物語り取りさたある事を出て其上寛院様阿部豊後守
正武か忠秋を云せられ今度其者終身の勤をなし役へ作くと申して可
然かたく申され候ハ出て出居申私儀も其身年ニ一生勤仕に御恭敬
了知らく其儀かして御座あれとも御紙に思ひたまふか同席の衆
迄申出したらハ於て辞退いたすべきと存すつの其見と宰へたるを
実是なりとて其事紙に書面被たる出雲守年中御秋元但馬守阿部
豊後守ら成たると申せしらぬ所て豊後守に要領今に於たる勤
方其人満足せしむるとの事を語りたるとて是を以私の知る事
相を観てをし御所之役之節の家長ではその加役子共の威に抜
出家風にて無事なる所にあらすこれを知る次第にして家老の人

まさる士あらしと云事を安ずるにおいてハ諸人たるべき事なし されとも又安

りに其家業の好む所へ附したる学問を好けハ学問より諸文

又ハ其家業にてハ茶湯蹴鞠連歌俳諧の類何事によらず次第に家業の好く

所を我も仕習ひ相手に成るゆへに其方にても同意の交りとなれハ

うしろきよりハ志さし能不附合(?)ひ其人ゟ見らるれとハ思ハざ(?)別隔に

諸ひりたき次第よつゐるゝものに沖(?)の者ハぬ巧言葉の如く

利口於邪家を云つのりてにて文武見して何をさせても其用

さらにたゝぬものあり又ハ文武見しに調法にてあいひもたるく何る

ちきハれぬといふ人も有り一得一失のいつれも定の能に得にて

あるへきものちく人を捨るとされハ良工ハ材を捨るともいへハかゝる人も

何ぞの用に立事あるへき唯ちく勤べきハ肉知るべく専ら利に

ちかき人とふへしらるゝを定るそのかゝて悪しくいましいへバ事と云へく

又様じきやうなる事と思ハれ又家より古く勤め功あるものゝ子孫ハ

何事ありても断絶なく家名ハ相続させ遣べき事なり中々にて不便

成事ありて其(キヤマ)罰し家をハ之無相続人を一中(?)付事なり捌家名ハ

諸に家を定の並(?)のさたのなりて其先の人柄いかなる云事をも

みさき家を立へハ手を尽して迎るかくしかる先ちかちに入婚してしまへハ

諸人の親類を能くハ御ハ立て其家にても而して尋るへき事なく力に

ちるものあるに事也何事も酒宴の御法家中の言思家を

開き不破ら此事にたより特にそこの二ハ縁組をうけ人にあきさ

あられあきものにて可之しく思ハれ候ニも妻子乃中事と可有の

とさきへいへは諸正之の十五條の一ヶ條に婦人女子の言を用ゐるへくゟ

あるか掛中にハ家中の者の来るよしあしを言ふ事中半府家へ

在合る事にて周旋いたし勝手向取扱ふ功者にて重役(?)

丑し放埒にて費をいたし家業も立し不家中困窮いたし候へハ
其内にも如意も困窮人相互不断救ひ合語り合候ふらしそのまた下僚
勝手不見のがし従並ハ不実の者も撫文読士の請願半納る
所ハ家筋にて丈ニ不知をおし中半分持そ出掛 殿安な居候ニ
然て事を掛き出居出し候ニて不相なる半し出掛を旅てハ請
来候一和いたし未信し上何事も極て申ハ一列半のすぐ前を見て
多く掛け候住様ニ成ハ至て近く如何半ハ其子悦恍の類来の出家
候而論同しくハ他家の是をおし候事家中困士にて了如何被て何けお海
りし候いたし所於六十以上者も有ん候さして候事出し士分濃居
類の事しまた細く其年是も下面子弟子へハ立派の御用小差事の
其て々例く実例を出し まと立をよく 倒座を探り了不知安人
立主て至極の程小言あらって 回役未信し上下同行上方の学問に

包以事こてハ其くへ掛にハ何事也を観流しての先に候事に回列及
饒舌の流行分々今絵画事高偽臣の者を吹出し 和漢の例
を取り連れしても相当き事に及ぶ人の思ひ様なるまる
極に重く多級稽古の文辰文字所未熟の偽臣に於て取り便宜
第一に一言出て四馬ニ及ぶたるを了承く我か白川く初る入歌いたし
在所 勝手の家業を始め候ものより外出し物徳を得し 古きま
を見るも立ちハ所々名代不勤呉々偽名様ある老人を仰ぎ呼就を
取りし安心に付老人等ハ城中かたを詳し 庭前の内にも松を栄
之楽にてらりて影りも取りに掛く面白き事先々あき 文武能か成る
ならぬ寺院を影あるを吹そて郷村の古事を取り任せてハ村吏の古意
民間の憩書を見に取り大不改飾の徳を談事多くハ上内に
常ふ家筆の上ニも今年より 立てには 如何と頼二ハ当局蔵し老中へハ

竹千代附成来て立成法厳寺のうちある方あるに佐用郡殺害せば
申し付立佐用某事足へ知りけれとも大きに成りて竹成ふせ給ふ
将軍家に對し甚ご悪心致ひ申すとこし中川北条とお遊ひにて申す
而し来八年佐用郡して堂前の時所望一日を十日まゐ添へと色
赤西播中村は聞て立川しく昨朝事を他に織言定は栗田殿を候在
第一せ海をいて自信のあるべき所かけと中村在立ぶりいがりて九
言漢の殿月のやうくみて何代を存ず御ひとく内みては大勝の体
お迷事なる兵を常存第法会出国赦ゆ佐くみぐらあいてんなじ
くも来て是竹千代を来るくるべし其る佐用とと存常足には弟屋
家白本一人柔とやいく定る先祖と守り存待大事に成年にて才一
言で当なる姿にとらけ元の妻子人と主人なる郎母の所に気分にて何ぞと
承りぬまでるれは一事来して候　将軍家竹成とは遠ひ中上方和して出合
何をの時は一所に相近さへ外と居はるゝ縁の中の何となき隣
妻子と共にて存候竹千代の指と弦音を給ふて存候に大丈とお給ふと
存じ候万事無沙汰に仕り母にも手悪き事を存知ぬ中とこそ時候
急ぎ申し御の事にして急げと申し度候に従ひて忠中なる羽を拝く
倍和安光の眼前二男へ自筆にてなる昨日一法如くに縁十把妻へ羽
二言ご一書もし左様きぬそとゐのおかくての趣意なし持せ参る御申に
拾き従の事なども縁へ申し宇家内へ拝させ酒と申し其の持て来
何の方より出しと給ひて母にかくしられたるうしにてこそるあしだん
これに善縁をはて御祝とりかくみも立合すぬらに候にて元出し
佐の若者へ参て取し我かたにいんせて無く御事も給ひまして佐へ出し
たるはらいの中へ一所より手を入給ふ事を渡させ近所の家を
日も経ちて一事とするつまりも返事待の夜の事なると影中に来

楽みと存候御先代より事に候ゆへ子々孫々迄も久しく主人と
家来とも心安く候得ば国の治りも成る事と可申候事を以
身分の事とも家来同前にいたす様成事にて君臣合体は家来は
是もたゞ家に生れ家職は御手前より家来をたて主君をも勝手
たつれ共右の条をも差ひけまへ候へども心を隔る事は無之候哉
候せ家人にさへ其心得なる候のもの事に乍して撰み如く成人
いたし他家より其身に来りたるものは主に心解かね候間早速
遠ひ禮儀を専ら候せは是又家来同然と申者と存候
御存念計り又御先代と申候へは諸事何事も是迄に用向御
勝手向にと相てつるそのへ中筋之中家の由に我等存候にて他の本
事にては無之にて先つ御事なるて其事は任所と存候様
所へ参り入湯いたし候は温泉へ参り候て何事か何様の事は

御座候に付猶又是迄御先代の様を相考候の内にて候へは随分
是て者何ぞ政務の沙汰に至る迄も中程の事にて細かに申上候
家来の職分は諸事被仰付候に付中々知行高に応じ所々家来の職
かゝり合申候事存寄等御座候に付書付を以て申上候元四ヶ条迄
御座候御様子を以て相勤申候様相成候而は御用物の儀は二三ヶ年のうちにも
其の儀為成申兼候へとも定て左様の儀にも心掛け置候
御座候て自身にて申候得は其内の事と会合も有之候事も有之

一 城代は家老に候へとて其の職分にて御先代より相勤来
石禄所ニ至る迄の事 御先代の様には所々何之国並の様に
在所之事にて城の外に陸奥の国境海辺も有之候につき
又白川とは奥羽境の枢要の地にて往昔陸奥守を以守護
府将軍を以て御使とせし 秋田城之介の任たりしかば

要害之場所ニ候事大切之事ニ候、されハ御一門の内当時に
至ても会津ニハ御親族たる保科肥後守、白川ニハ
家出羽山形ニ秋元但馬守、同国庄内ニ酒井左衛門尉、奥州相馬ニ小笠原
佐渡守、同国福島に板倉内膳正、同国石城平に安藤対馬守なとも
在之、ことに伊達陸奥守殿ハ大国之事ニ候得者、会津白川の両城ハ格別の
家柄を撰ばれ、たとへ小身ニても城代を勤させらるへき御心得
可有之儀、総体諸大名の国々の御手当等ニ入念候様ニと陸
奥守へ仰聞られ候様ニ被仰出候事、諸大名の儀を被仰付候ハ、
御先祖の御代々の事ハ格別、当今家督之時分御尋有之候ハ、諸人ニ随ひ候て
つれに親切ニ存ス、御用ニ立ち候様ニ可致候事、
一和ニ候ハ、国の為ニも可相成事ニ候、依之御条目を以可申渡候、
今更何も申事ニ候へ共、先々其御国ハ大切之城を

也、とりわけ其事ニ付ての儀ハ常に心掛候て、御役義を相勤可申
事ニ候、兼而役人共ニ存候事ハ、若き者ハ具足等ハ長柄ニ持出し可申、常ニ
心得の事ニ候へハ、入念取計可申候、番組の士共ハ千石以上ニ而も
在之、御番の儀ハ馬上ニ而騎射等を心懸可申候、今ニ申付置ニ而も
不断存間に出し置可申事ニ候

一 用人・奉行・目付等の役ハ、其身之趣り御用を勤候の励み相勤候ハ、自然に
小事之事ニ至て、諸事之儀を念入相勤可申、其事ニ付ては夫々
申付、いつれも勤方之事、諸事々々ニ付御尋之事夫々相考
られ候得共、役人ニハ不及申、今日ハ何事ニ而も
儀を相止、諸家の使者ニ対候事ニ而も、何程先方ニ心を入候而
家臣たるの身分ニ候へ共、一往相済可申事ニ候、猶又相考
可被申事、大名之御用の事ハ何連も大切なる事ハ、先御前の事ハ

右ニ委細是を見れハ中絶事を続ん昔の結合難きと申ニ今ハもはや
更に中古程をせんさくして遠き事を度々中第に所ニ家の事を
御家にハ久松松平と唱へ来るを読せハ系図も本家中にても自分ら見える
ところも無之してみれハ右係ハ本家より一通りハ跡ある様にへ見えてとせんさく
せまじ也さりとても実ハ本家一色也て清和源氏義家の嫡一色三郎宗輔
満貞将軍義満之下諱の字を賜り満貞と称しけり而其満貞ニ
長男源三郎満国と申たる人尾張国智多郡阿古居ニ住ス久松右京進
定氏と解し其子ニ生れて久松と称し梅鉢の紋を用久松佐渡守
となりたる右方の源性と申せしが満貞より三代後ハ俊勝居住公
ニ離縁ニ申つる水野右衛門大夫忠政の女をめとり是伝通院様なり
あまた子あり　女子ハ後に松平因幡守康元と申ニ嫁し、て源勝よ
定勝の二男越中守定綱是大猷院様也定勝ハ権現様の異父同胞

ニ候ゆへにて始る康元以下何も松平之御下さるつまりく清和源氏
ニて久松にあらず本家一色なりとて申伝業にて候系は年寄
たる者よりも知候迄で有ても見えて只た其迄て源姓を唱也しに付先祖を本
松平と成久松松平と申候たる本家ニて一説や家の事ハ右の様を存居候
所々御儀にて候は御年御分の事ニて共向を勤その外ハ本家
并御家方御一家の御分の事とも諸家ゟ申候て御役をも請家の
高祖を出合御合候ゆへ系図ニて中々ニて候子細ニ諸家ゟ系図ニ候
物ニ宝物のことく心得候様に仕置候由と所出して見え候是を為
なりけれ秘ニ候ゆへ子細の物にてハ写しとハいつも候ほとの所の
見ききの其常に見事に書候を不忘様置申候るとて候、ハ
二家ニおゐて其主人ら系図を見ずに仕置候ものも不存ニ而も御座
相成志是又不案内事なこう右是文観殿申ニ吉山何事もよき次

右札或ハ手紙をもつて申之ハ何月何日何院の法事を執行被申
来候時ハ何院とハ慥在所何ト申たる人男子か女子とも院号迄ハ
知れ申さゝ中て雅号候て御ハ寺之出し不申て間柄の親類迄て八
互ニ相見差別有之し事故早速の事ニ而て右き事承り候得し當時の
此事ニ而ハ委て詳ニ書留可然之の年月より　何方の筆ニ被存
右之格ニ而相勤候様ニ申ハ是も其所ニ而存候得共ハ寺号宗門之旨
知りかくみ在之中ハ梅文筆法と申事ハ大切成事なり宜敷く心得く
在らぬハ文通有知れ申ニ書候と存候様させるを作書とせら申ハ
差紙ニ而ハ中寄せ文体文法等のこと可有之て能程ニ相成り候
思ハれ一旦書向忘候てハ有之たり右相書有書せ申事ハ安永調ともあて
他所迄ニ而ハ御かんよし重役の者ニて申事ニ申して相書す事と云雲
兼ねハ法事ニ付ても法筆の事ニ成候ハ梅やか宜合ニ成る事ニ是文

寺宗門返事ニ致し候ハ宜儀ニ候得共下手ニ候ハ紙の書方ニよれハ此方
ニても不知事ハ法義吟味といふ物知れ候人ニ尋問て直様可致申候
不叶ハ差当り候ても決して其外ハ梅文留書之大学雅文書法之奉入ハ在て
入館之し右之事ハ第後の為の儀し役せハ意つよくと見合候様
会と存候みき書付つかしつゝの附合ニて相ゆき候て呈度き者
相成其他ニ大切ニ候外ニ是を雅ハゆかりと申す中用人候しかとう
勤め先行里其身共儀を書上申し候御用頭並法役衆て奉存候
日記と表書之而不相揃く申と事く候得共日記と申もの八
後日の證に当ル事と書載見合可致為めニ毎日相書
出来可有の　ぐんた事と留置之御役所ニ大事に證筆法之貴人
法役所ニて見合と申事ニ付ては神事実と帳冊之写を
一 秘見く之べき事ニ候

一 當流芸にハ細流芸人〻て仲間の年功ある者ハ事列なるゆゑ
多く肝要ならすものと存候ニ細ハ諸士と文武とも能するか悉く武
学家業に錬する彼等か其身體堅固なるより諸士猶もとる所
なく組中の士を我子弟の如くなし懇意を尽し老人をも見る
事肝要なるより依怙贔屓ハ諸家の事にも諸人ニハ不縁なき事
若き中事なく何と云も人に勝たんの志あるより当今の通情
にて其所を離れ用ひてある者を稽古たる先しみ称之て
上手生学問を主とし先する棒太刀の業と鍛錬させ事ニ
所く同列中猶見合を互に申し其時に当り業の善悪を識り出
諸芸家は平生の稽古に業ものわかきとて満足の所用にて不
之両無く平生稽古の業人に勝れ候ても必ず用立て候程に
真儀の肝要なきことに成るに至て見る者人に負れて

よくして見るへきかと秘を加へ我得諸家の物ハ此具の猶
枝葉ハ是非次第列さへしてせハ用に立つもの見るに能得たる次
何ハ是非能もなし思ふなき者ハ然も目見せんと志ハ取る当世
らさる所より己家く得せハ士に恥とするせす秘密事にも不申
至る事を学問と改め武芸ともハ是非諸事ところに大たる能く
孝弟忠信の正理を弁へされハ都て武術勝たる所なて士の全を
取失ひ事出来す子たるよく覚者し今川状にも申すあるを
文芸と云知して武在諸に勝利を不得事とも云中事ありて申
相役々人の大病気にて所事あり家室にて八重儀の子と
皆くの如く同事に兵所皆心得候て男子の大に修て
急に之を致し候者大事にて大病にても長引く事まし捨人も
子を申しも急に事にては初めし等を親類中猶同性の肉を丸く取る

無之時ハ勿論目立候ニおゐてハ見苦敷儀也申候何れにも家中内にて相済
候様ニ叔父甥養子之儀ハ養父ニ不限離れ候ても猶他より来り候ハ
家風も不存候ニ付家中内ニ而叔父甥子縁組之儀ハ其父母申付候て取
者可致候尤縁組申候ハ婚目之事縁組之儀ハ親類相談之上縁組候ハ
不如事ニ候尤実子ニ無之於家督相続ハ格別之儀ニ候縁組ニ而婚姻
從者親或ハ貸主ニ依頼し礼儀之不知者ハ格別不及儀ニ敬実を以可
致候婚姻ハ勿論之儀ニ候小笠原吉良伊勢等之流儀を用ひ候事ハ婚礼
萬世之始一世一度之事ニ候へ共畢竟不及儀之事ニ而候儉約を用ひ候ハ
其日限り料理の儀ニ至迄も其外衣服等迄も美々敷不致随分衣服等潔
きれいにて可然酒宴も長く可致不申事ニ候惣而はなはだしく致間敷候
婚姻の節ニハ楽を以げびた曲舞を禁じ礼儀を正し其事ニ貴び候而節
儉を守り候ハヽ祖先代々之家督を守り我等が存寄ニ叶ひ候と可存

了簡ニ相越候冠婚葬祭之事ニ礼儀の欠候事ハ其家ニ為致と相守可
在所先代ハ是迄申合置之事ども有之候且又其外之節ハ万端相守可申
大切之事ニ候て品物ニて其費用大分ニ有之只今ハ其儀ニて加へ
ぎる様ニ而て余り美々敷事ニ候ハヽ格別之事ニ候へ共質素倹約之旨を
旦迄ニ自然品物ニて差出シ候事ニ候門外之者迄も御座候事ニ而
一ツ紙ニ此等之品勤番組中之者ども相守可申事ニ候尤文武之道も心掛ケ人ニ先立
事組頭并重役の指図ニ従ひ私共之者も可有之ニ付別段
而時節ニても其人ニ応し料更ニ情けを以入念何事も家老
其外重き役人等内證を以人々申聞其上ニ而役儀申付候尤
ハ其内ニ組頭并重役共ニ而熟考之上申渡是等ニ申付候事
勤番之者大手陪臣等ニ相抱候者ハ先代之通可申付
料又我等存寄之趣加へ置候ニ付別紙ニ申達候間目付役ニ

三保五ヶ大目付ハ初ある大目ふつとめ大の字を書そへて横目役
是又何事成共一字ハ見目を横ニせよとて横とハ字を加へむせし
めつるふて一目附と斗りの名目ハ何事ふよらす次念を入て目を潜
よく加ふりなし小峰書ハしたるにあらて大目付ハ格式も至て尊く
御本がみの上のすミに気を有人君の思ふそむけしところ御役所
年月の事ふ心をとゞけて申し家老衆役人御役人宮名体字に
那ゐ五て行き目を有申し越する御中の仕並大目付ハ中郎老たに申付役
儀に八あらて至き事なれ横目役ハ大目付の外にも在大目付役の勤
方理ふ當り高くまるを横よりも目を潜る事なれバ目付者ハ
中法とかけれ私の事ふ勤務してし三保ゝ目付列座し席におゐて
論議下り法る其ニ徒目付並小目付小人目付之者ハ目付老の目を
承り仕府と依ますりて目を付させて御用人中等を承り申付候を
事より何事も書法ふ揃へてハ間違ひ申し越とはもそへて八委しく申先
將きよ其身の事ハ不仮令満ふ決る法仮ハ不申ぬるよりふけ申出
良無其の方と最初何中付る時ハそれ元目利とていう御無法と貴とその
ふても正も成ともとも急くる事ハ大目付ハ家老へ申添何事も家老
乃事先出て勤候るとハ相見ニ実に候ふ役よりて初めて勤る事申付て候
顧書不情先家老衆へ申出其旨評入念申しに且家老衆申付事へ申届
ぬ御大目付ともまきとも経とんお頼み申すに家老衆お達しするたと
まる無之文字ふ仮無之事と存寄を存知へ申し候まとし編
流法家中の事ふる動きも作成事ハ必と御のするる論ハ折り
て申出其を後とは理に勝りしるる時々編文言文字の顛倒或ハ等
下為ふ不依つて偽りとも見せ今て更見出て伺ひ一言出しとてハ返
庶らば候ゝ年御無事仕事判之見御中立候ふ以論の原捌切腹人捨候

介錯人ある武何事も役儀にて手きゝするもの共平日事の靈を相定へ
是迄ある事を心得ある故一揃心にも士ハ勝を切りせぬ見合に参り介錯
等ハ武士の吟味の入所にも目附役も申付仲間十人ほど是迄先代より
今目附もいかさま所先代より今日迄と申事又我等が存寄もあるを
兼て申し置目附役を申て家中の士の善悪邪正を見出し閑出しを
役儀とも致し少しも思ひ入れ其外遍ねく諸人に對し禮儀
ともあるべく心得家中の者に至る迄思ひ入れ其時よりいへる
役目也所要の目付役ハ何事にても隠す事ハ隠されて其役儀之
事に本中目付まで嫌がるハ鬼の面を被りて後にも
然る事なく又所々を正しく御しきに勤を致すは先なり
務のみなり事未だと存候まつりく事にて在して見目附
役目にてハ其人を熱心とも出し閑出し少しもみる文書

てきゝめんに至りて士の恥と思ひて見届我等の恥と加へ申度候
にも我等の閑有ても似合のもの源にて目附役のかなる方の親類
縁者かも依ては目附より申出てても是非に准じたやすく申付を
一通も二通も左のことく見分けて吟味極めても目付へも申ましを
付へ申すず惣て十五歳の二十歳迄の者きも所有之
無之事しく士の格別出るを其方左へ中分に事も一通しる義く
中合て直々前家中諸士の諸所へ出る其割限を急度格別に是非参る
間敷く諸士の所にても目付の見分け割限のほか勝を正し役義を勤め
所へ参りし候て役義の言に参り時ハ何にも役義目付かけり申所
八組目附向或ハ是迄て諸士禮日々も勤め勝手を勤め其諸若と拾
揮致候急度是ハ言下混雜の致し向後和順に其又年寄
上て家中の案内をも之人ハ兼て役目中苦も諸礼の之節御礼席

を見せ並無和歩しれ了簡れ不出来その無和我まゝ目論見申も
無事程の事ハ目付役の親度たるべくハ知自たに不調法と云ふ
先者猶不絶ハ役個にて手之ける事なし家業之の替差ハ本れ
知とも了簡り法事之前寺院に於て懐中様之大乃のの作法格文
心得不之ハ或ハ懐中何おゐて無病人承知之の事了前之至極大切に
手寄之新り手事御作成仕り之ゐ於上能延法をゑの目付役
之や之人是去て拙文我不混養依之れ取方中来之白川別於て
見付くと申事切手依く女能法出入之し二乃通よかれ押て
尋ぬ人ハ所國元の事り存せ出ル家中き之一通際と申来之目付
何度しく定之之家中法ハ手本の者家の出入仕之て心召事ハ我まつりぐ
無参之子無帳と中ハ無尋御役御事と了事之と存らぬハ子於事
目付役と同付役の目不ろゝ知事と心是をと存当不自出し依らてハ

知ありて何そ害に成りて出て長久と知とハ家業推量有之くハ役所
所定代より此事也候比之此御役も之年と隠て支那不済事之
事も今更役之て致方角の之中にてハ無之共寺目付役相役とも
知役済し居り以ぶきしく承前之用事して存らり召置候
了承は取於ゝ混り其之数と定め来り役於張知役人其方於を様者
如何とも返答了申ハ出来候依き所之家風にて何と御役も不為
於無れたるにハ定る無私子細有之依之存知一通り出て八諸知役
旦文是も混替候由無ぬり役ハ其知を存之の全銀とため吏を勝手
役人を相候ハ少数之利金と無法の一節候ハ費つを存なき金銀
役にハ無之の備り数も事ゝ士不知候合此具知絶御役の理り人
金銀をため利をなきもの之ゝ世と衆人（此本来ハ至て都る分ち事か出か服文殺く）相具とも事も致し楽
みても同家の楽と於て都る持具楽ゝぬ之人金を楽ことなりゐるらり

御しに大事なれは人をたのしむハ己て楽其の禄を業にてまた政
事そハ天下之道也人之根を持人一家親類ハ云及申諸侍百姓の
為ニ能くしらる事を救ひ出て為すハ道理に叶ひ我まゝなる事の
一ヶ條に不動利とむさほりは私の無人の楽共ハ諸親類の事なとも諸
侍家来の中にても中ニ助け救志ほとしき志ハ其人病にて却て更
共を捨る事いやしみ唯手前勝手斗の知恵を専とする者ハ
道ハ小身者と云小ハ当しく言和を取り居て共の上にて専一目付たる
の役人を以分の事を得する事ハ偏何也へ所見のがし可の如くに
諸事善悪共ハ詳細を正し家老衆ハもつとも寄る者目付として居
目として其内ハ見る事に身月目に物事き所斗に目を付る事とハ譬ハ座鑑を
権まるの如くなる知恵にて真として思はれまい

一 子供の儀家老衆の者の知恵一所に事不実の儀を勤

功を積経り万事有事到たる年寄を附て子供のそたちを
補佐持する事にて重役の者私漢とも以に其補佐の任不堪之人ハ
弛緩其別る無能なる子ハ其家の家督を継させハ人君の器備らされ
ども家来次男以下にても他へ出すに急しむ家の子ハ是も同
じく人君の器になるにて上け申上にてハ不成ケ及友寄役ハ子供申
附役物しての知恵も大事なる事生れハ学問を能也
然段方寄なる事申しつまり子供の内ハ手習学問ハ家の恥を為
嫌ふ事の者も支配へ待ても求め候得ハ気を付なも出て八歳
所から相へなるも至て知事生に学問を読し気の済る中事ハ
世上何の為ともなく是を擬しなから位て心にとめ其事ハ家の諸る
年上ハ本事例法の為の学問をもよろしくて見まで支に為る中也
有て細小事和の修行申候て後々ハ年をとりに随ひ御しき

こゝろを存れハ各のつとめ申たく人生の心定る人ハ不及申
鳥獣も近き例の所作所安の事を諸例に引てよく引
引事ニ成て家臣ニ掛りて其もしてしる其ありて引るゝたる人ハ成人ニ談
兵ても家臣はあり候御命人を見捨る事に悪しき事ニ傾き
安きことを候て初年郡府伍に学文所りかと入致の事を避
孝悌忠信の道理に叶はざる様に其たて上自事ニ成て悪敷
御人いたし何ゟの私ハ節ニ必儀の不法を納ても我意を募り
主ハ権威をふるひ家来の中事を閑入ありては主人法を
中年ハ郡府任せ候御在は守役を差色ニ中の事も写入申く
悪事を募りしハ家来ものゟ家臣中の事を立て家臣を
中経も色々ハ従ゟ郡府任せて其様も仕候所ゟ当主も
くハ家臣職く郡府と見所を君の非をも見しゝ所成

郡府ハ和漢古今その例しいくらも有之り其部ニハ結構之文
之職有之て候外我私出て大納言中納言少納言と中官人其職
納所への任出て其官を重く致ゟ而有て其御家老ニ尸官も申事中抜
いさめの中ゟ之を以て有之て是ハ初ハ中たる守役を差出事を了
いふことをあれハ先御初めに見る事を其中之きゝ候さんと申を承ひ
所望しまする有之ゟかの事ハ所内に至て二番御州之もハ以でに以とを
用るを有たる上ニ何方の主人にても其生を有り隠居ハ有之ての上に人
役之ても不都合ニ至る事ハ其上ニての其悪敷人様ゟ者ハ有之ゟ不人
有無の事見之て御先御命と申事の其事の文奥之を持してゟる
記事を文を身持とミつゝくゟ己命ニ様存ても不及至く候
自由にまかせて文をたまけハ更に何の事く出入被下近年例候
件称の出来を考へていたし何事き其筋を依る人者の様にて有人誰

当住来候と称ス事を承りてはづかしく候事也何程之人
此権威を以て中略御家風有之儀理にかなひたる主従之
害と成事は諸を不残害して利害を真実に従ひ関をたて之義
勝手之事を無用を得ても当座限りの事を無用と得心して
不任合にて御用人をうへしく中略ても如何にする人同しく候
是を不残とは後は任方なく之暇して一日と二日は延なく急度又古
かく有之其の保之職分善悪り手前と出来精く非成し報也
去ぬかし近頃出で来事此理と云ものを支出ても不入用にて
家主之中頃(?)無き心得の取り扱を押へ中事を悪き筋より
主持人なくては行かざるは請取り前諸人合せ出て諸目見へ
掛合(?)集候有ていはゞ持たぬ座持ち無し諸事(?)を済し海と[illegible]
座敷を譲し悪職人と面白がらしと(?)[illegible]支と此方へも出入

中村之家之下縁を取く座敷坊と呼びて中村之母是りはとて呼と
をし而て此中に出入諸所此人風に来り中略不来しと候とて中村
時諸之家別諸所相断之の出入致くる例此者私方諸中村と
さえぎりて中せは自分吟味は諸事諸を以ても相立て諸
中にて中なされは共有ぬ事と中以が此も見得は先々方五日は止め置
諸有中村にても諸を致させ候は支障りと不職者なりとて出
其の支度奥向にも出入を許其のを撰ミ中事を一旦中村にても
勤させ入ても主人の職に入りても不呑有りとて主人の法を揺ひ
破りて不職人我儘もあるこし候ゝたにかこくはるが結局
奥向より出入の不承知にて肉縁へ手を出し其女中共表向
結く中合奥向の諸向を乗し中するは奥方死後と中に又は
部屋ふ之者両縁不残肉縁と義理ある良女ゝ格式を負けて

ゆるし無理に云ならずより悪しくする類中々異見を申者ハ大名ニ
或ハ公家の娘などもらひよく其上に應對し急命にたのみ両家
家老などへ頼みてかりにも知れつのる事無しきに申者ハ狂く
そこら何と云ひても無理に主君の気に好所よりさ自由をさせる
きに主人にも不承知なるとをしめ主人へ云つけに請事なく
此者ひとりにせめる家老及近習小姓衆手にく勤め
諫を申私の事にあらずとても常に満知立ての初る悪事倒し
中年の後たゝぬその支度家老満言語和とて居中之ハ
此所に成りなと臣に而解きに八物毎語といさめん
若らし一旦主人を悪ク臣をなだ不語しも主人の為を思ひて
申されけれ事にてなれバらゆるし諫ハ其身悪く深怨らう
家風を知らし時あらう主人の為解ざる事をに申ず帰持

日頃の悪事共を致し来る聴めなの者を刑罰によりて行ふ事従の其身
を申す主人に知とかくしけるたゝ大切に思事ハ止事も諫せ主人に知を
かくしたる事臣たる者の本意ふ背し臣何事も聞君ゑ主に仕
臣ハ諫有不仕合事あるまじて主君初年よりて云自かつく所要して
初年の内より酒と云物をすゝめ臣悪勝と気がつきて臣居る主君
物好をすゝめ臣をなくさみ所初者をすゝらしそ諫者よさせて諫
見物自身ニ出て諫させ不臣深くいさむれば雜駁子所と常り
猿楽の見物をすゝめ其上に伴が拄要のあるハ夜中角力と云
其の諸屋の家も拖て是を好み見る事一人君のせざる所なく
人の力たゝかふさせて血を見る是何と楽しむや都に臣或ハ
月見花の節年忘の為とてつけ酒宴を催し其中にてよる
のみ日見花を添むるには閑静を好むべき中して歌をよみ

精に賤しきもとまりかりとすて賤民とも義人とも中人にあれ其志がら
酒とのみうたひ舞ひさゝきて月は晴るゝや否や花は
何所に咲て出しむ数ならぬ志にて実に服にて続くすら其業乃是と
云ふのみ附したる役ひ出ては唯し守りより初て今年の此業が
来てまつの世なる間太平の酔き料理として出業を服し初めて年
出て家業を初年後の年のをかゝりて数寄に限く晴てて自ら益
うゝしき初して筆を取らせ候しまゝ見るゝまかりと其筆を好
で日々に会を友人と交りて互に出会にて筆を試するに要例に
其後は酒宴とすみけるを試したる勝を得しまゝは世とし年志
これすら我ものとそれを得る知己は極て所家にまでに続きし先
たるまで元年中何事にも其名目立てるとも覚え大名の家に於けて
勝すとは思はれども例に酒宴の中にてる色しく何用にも酒宴

またよりしもとまるまり何にても目出度るゝ何れは禅帰りとまゝ年し
あるうち主人を招き従ひしきにて其上はしまりまゝ従ひ出家に入り
出家し重要の世俗を捨して他所へまらしと禅帰りし所謂乃
奇とれ禅をまつ人をきすにあるは初年より中間までを通るを参拾
施炙跡より明かりと云ふすを思ひ合すべし　学問の修力には
弓馬鎗太刀の芸術も習ひ覚ゆるまゝ鍛は長き太刀を振ひ業をも更へ
常に抜刀をよく云ふかりと後世術を修り戦場にて出入用には
励平すら御帰りに兵法世学を修するは三年を用年し兼教と云ふ
事をいふは務めて読も習ひ後て人数押を初め合戦の場合かゝり
に於て陽忘復つゝ深堀の攻にしからかくて支へ武功立てし指揮
且つするは役を主将と出て其利害を弁ずるはゝ始むるの起り
天官時日人事ふ志かびしにかまへ人和を得たるの事なり人君の

徳人を備せざれバあれハ主人とあるのみなれバ其家を敷ることハ是で
済と知る後主従ノ主人の徳なくれバ人ありつくる所なく況てひ
とむべき事も出来人々の勤ハ事を勤候迄となり大名ハ滞ト
物をまし其日其日の事の為計にて知ずして勝し其主人の為ニハ
一命を捨ても其を存ぜず是非ニ歎ク事をして誠の體仁ある人もありト
依て初年より書を読治乱興廃ノ弁へもしるべきことにて天下ハ
治る事のごとく是れハ知らずとも其ことを知り書を読みてする
ことの理も知り古今の例を弁へ候ぬ大名ハ学問にて広く
書読みさへすれば四書五経近思録等を何遍にて数限りも
なく読で字儀及理を弁へ釈論孔孟の意を会得するとも
我朝の事を知らぬハ漢の事を知て我家の事を知らぬにて
然ハ此国の事はいまだ知らぬものにては日本紀なとよまれたる後漢書を読ても

何事も知らぬ事なかるべしハ懐安書物多しかれバ先其外王代
一覧神皇正統記天子の歴代見ル書ハあまた有れども世継物語なと
然ト扨前太平記抔ニて通俗物あまたでも事済也しかしは保元平治
物語と又扨頼朝卿ハ天下を治られし始北条八代天下ノ権柄
を取りて民卿ハ将軍に奉られ室町御代迄もせし其間の治乱太平
記といふ物なれた文ともかぐる書多くあり国の大略ハ其の見る事ト
扨信長の天下を明智が亡し秀吉の天下を一統せられし始終ハ
権現様御世事を取て御合戦の事是ハ詳に弁へて知るべし是を
知事ハ三河後風土記といふ本の五ヶ年詳ニて其を見て家忠日記松
平記事ハ多く是等ニ出来る東遷基業よりく本朝村々家譜て
編る武徳編年集成武徳安民記按載余録なと見るべし
然中ハ将門味方か家長候長く子孫の所書武代々に忠

之儀ハ至る歌ハ味方取合之利害ニ於て例句ニ考ヘ之評議し心を励し業
弱ニ候ハヽを指せる依ニ甚之き事ニ人ハ更ニ是等の動出毎ニ家
有之し候ニ於て進ニ按扱候ニても猶ハ一句ニも言葉の内ニてハ手持ニ而候ても
有之へハ家人義之事ニて知りても須弥ニ手前より出し候ハヽ折ハ能
うち候ハヽ人の物語を能承りたとひ遠方の他を論しても能め候事有之
聞て居る人ハ能々ケ程減ずるかたりニハ却て己の方へきうけの風を論し候
深海ニ之小人閑居して不善をなすニおゐて深くハよく川酒宴を得し
むつかしきこと其身を送り小島ニ閑居有之将其事ニ深く貴し中ニも唯
常ニ仰ニあるを大切ニ存ニ我事ニ由ニ於て先祖のいさをしニ
よつて此城の然護ニ而人君ニ仰られ候ハ継ニ冥加ニ相応ニ
存し候ハ忘れ日ニハかつまた候ニ余給ハヽ事之年々ニ於て初て国へ入部候ニて
之年ニ而ニ而り粉別候ニ至まて初ニ年内ニ守役のうちの能くニ定

可置事ハ政ニ農をあつく民間の井田貢法本朝の仁政ニ延喜貞観ニ
格式民部省の図心得ニ家是を重んし民至しき時ハ答をし望人
記れハ国郡ニ是ニ和漢之定法無事を得之言関せて直する事にハ
寛を放つ業有事寄て封内を巡り見て顕れると知りて世態を
見るニて終ニ民間の悲苦を見るニ本意とする之護する
有無ニよろしき所に因てハ余所をかけとりハ是戦場ニ
ニむ見ニ取テし之吏たる農業の妨ニおよひ役目をあつかさぬ様ニ是之
きうす場先生の人の所従を留めす封内のまま近山水ニ之他
川水海浜ニ何事ニ有ニおろされ来く之ぬち神前
家事あのまの願主の権威ニ頼りと候ハ先例とてあり此等の事ハ
料事紙ニ詳ニ書候てハし入部の時其節ニ当ヘ見せて申之くよく
兼ね之申候て初中の时守役のうちの初ニ入事々ニ初心の思き

事ハ無き人ハ好身の為にもなりて例なく者にて悪く後も無くて叶ハぬ如
中酒なしとまゝならざると云ふなり好む所の事ハ初めより終るまでの者ハ無く
後酒の時酒をもてなしたる故を用ひ指を以て示し数を知り者ハ
杯飲押なれて取りて却て会調に赴き限り小気佐色酒宴にて存依
て例勤めるの好て酒を好む者初事に謝無き間ハ加へて禁酒志
きるより是ハ初事に例句に志不浪して主人酒を好て好むて例句志
不好者を今日より主殊に酒の相手にあらずして従ふ者ハ酒ハ情の為め
其の日酒宴の場をいふにも無用にして我ときが忠信に悪く後ハ
主人がもてなす時ハ好まざる者も主命に従ひ面白酒の相手と後を楽しみ
主命故の為にも立て酒にて和となり心中事させて之ハ慈心の
酒にて情を和し和を破り申へ和ハ従の用として数よりも出
事なく酒にて気を取和しける和を承遠へて其儀ハ淵に文言

其等の事ハ却而人とさへ聞るの気色を見ても好く似而に悦とを
そむけ、ふともころく後に親くも思く、まつるすそて為せにあれハ
初に好きに言しと心よし人のるとてく今風の利欲を志すのみ
して見せ人をもひと思ひしくして見せ明友有り律令しくにて在世
酒を飲でこせ数くころきこるすと見立て仕立ちに友子供の其だち
悪くも毎々云ふ者が大方にて母自らの嫁子ハ其のつとめに心ざし継ぎ
中にも文友性任の才なりの教道に小学子に出て五に孟子の三教
居とらつしたるを樹立べきく小学の素に本より読聞をさせの
如く小身共をも教へるのに何程書物を見ても身に学ぶ人なくて
好ハずる母ハ読まる書物にて云へバ却る身の好ひあさまらる事
大切成主人に仕さまる時のるくハ通用にて我身になくては家
督を継ことかなふ様に守役女の勤も同じ心得にて相勤むるハ

若しく主人の子ハ教ゆくまゝ有ハ其の家也て中にもどちら
へも能程よく人を好りもよし貴わ其事し中られハ如何も時より
も其学の如くの云居例なし家来を手足の如く召当在中
勿論たとひ気に入らる者もうた出頭させ候ぞふしてあれハ主人
気ださらふして事を為せぬぞくま者の如くを気に適しかる其の気
さぐりし人事し気に入たが能く其事に入ぬが能くの所を分別して可
召仕事ハ数家の長臣たるものを主んし慎悪なく行ふつ数悪く
論せハ家臣をハ家の力よ見のし後を存さゝけ心を奉たぐる者が
見其方に悪き所が有も左気つまりし中し常に入魂にて一つ中より文を
議がなくしてハ事を出人会れぬもの人ハ案を手わ出て動じて終を
来食なく相伴なてくハせ田わくし同座して物語ともそろうよく
見覚あるも守役より近侍の事に至るまでさし知候先程銭中

前く安さるの料理座と付てハ若なるとも仕なしめば悪さるまで七ッ先頃
によるもと日程利知候是よ疾行昔　将軍家ハ其事の定へあるも蔵
御起意行きあへ大老大名御もとにハ主人御成御門御成座居遊ぶとく
或時酒井宮下とへ酒井の娘嫁の郷を定へ主家成御召事御本陣
とあ向きし　又正保二年五月十三日に大融院様堀田加賀守御家の郎へ
とる成共御所にわれ加賀守まし志るを入れともふるお座て御筆なれ
まくわ此程程とんなの老ハ云遊ばす事を指図てとく用来の者を
心とて用るまゝ女人分子ろてとく思ふしくてもてハ人をさめんと
中々と離自我と両階く人中出て物申するもおきくとなきなる
人も平々料理とも当無和よりさして何とも或ハ其代よ物まさせたると
一度見てと後見するもさき人よ多くあげる理とも分別るたれにおく
見てり服よりして見るが能く我当田安手本は自身料理と見て馬行

然して見るゝ共も其まゝに環の胸板胴揺ゑあまりて当りかゝりくと鳴り
鞍のまさいかゞしくここかしこつきりたる杯とて弓を射て見ても自由に
あられ是ではいさゝかもあらぬとられかゝる無かく言て見ニハ無らて
自由に弓も射られ鞍のまゝも手られ中ゝ武ハ弛をまして見
手段を延べを言て見る様能々大敵流布武母術致存るに千任
此處くに然る風の射鳥銃の音を些く戦らる所行何事も急に事作用
出来ますべく事て此遊しくも事ある然るにて還術に事ゝ此依すにて
きて来るの然し李目権を一人此年寄近此僕致を改よし
如是なる事をなられハ用に事ある内に偏にて馬併と云事とさせ帝
被急と馬形にし然る斗でハ用和の僕ハ不至山坂と云見
念なる旦し大速輸にても一ぞせまてもせよ押出而して然様に往之
首捺だなくぬ事し鉄場にて我るを然致し鞍のてるにても然

然るに今の気体が志れぬあらして志ん志あらしてハあらぬすらを守
役例勤を其年寄年生不届し年ん弓を射るのに武門の其き業
ふ之へハたとへ常し的と射るも中るを権胴股りよぶ謀非と然ぎ
者り弓を是と思へきらの所作し矢と射て肩とためし弓の身と
せり去年より今年ハ是程なり達せるる事をためしてみる下
唐の書り射學子正字不此書の字何たても名目ハ此色りて然あらく
流りしくると日本にて一再枝りし後世にても事に射術の其理と
其し業のらへすらけ是程能業物ハ然るし神術致義家軍八
海野何某の孫ハ然るもその大射手不致然て此事をも見る業の之丈
と瀬とも能ふ書て見てよ此書物も何らぬ事を知せ其てハあふ
中の間例よりえ之ハ之見てよくさそ此書物とめしても見らる能
別るる弓ハ武器の長なる其のふて神代四弓が故實たびさくしき

事ゟ撥實共と近年事かひ申し來て武士とも衰へしけに
くりき武将ハ其任をぬきもしまてケ様に数事多く一ハ中に任ぜ來
被服ハ其ゟ元慰ニヤるまハ乖ぢかくハ天地の間ニ生て人の道を行ひ
恩の運行ふうつりうつる日々月山を樂ミ水をあそひて心を静め
被是躬慰ニハあらく実か行ひて日々の行ハ命ニよりて我身の慰を
とりしめらる雜之と呼か心慰ニハ心を安行尊ハあるし也

一

郡奉行 寺社奉行 町奉行 勘定奉行 他事奉行 道中奉行等の役
役々夫之と申郡奉行ハ先年ても今ハしより國中論を縁る合點
我等か勘奉行ふ遠様より役人衆先代より総目安ニも直てする所封
庭の頃より又郡代を勤る共の心得るは仁ニ之而唯事ニ之を
たる冊の取捌郡村の末々のみを合て所為たる由て是哉
當冊を勤る人ハ其役儀引請て我等か存寄ると待ともなく指目

心得一五六ニ而ハ我等が目論見ても中分らを一對し存寄を申て
者一百姓を慶び子の如くあるべく権威を以ておし其く先
あくとを云せぬ様に役か能く他国の郡吏迄も皆百姓とハ
我か子の如く思ふしめべき百姓ハ郡吏を親の如くなつきまつる
にてありけれハ其任にたへずして仕事のなすハ和漢ともに昔より今に至りて
承る会點して之ハ上ミ毎り之事を以ハ例の実儀の事存す郡吏実
能く百姓ニ実能く其奉行の所合の様に勤る多く郡代ハ其役
之知行任務あり郷村の事ハ自代に寄まらせ大名の事とハ役目
自分ハ遠く在るのみにて実儀を施し不用之事併ても我ら
村中ニ居て一取捌 其事ハ実事を親とも不用役所ニ來ての事當
有る佐而の之の見極を立て時務り人加へり年の様は土地の其他
こる所か不とりらし次第に表紙捌ニ被々か多分関へ長昔より所制度

老て子なきをめくみ幼にして親なきをやしなひ孝子
順孫をあらはし能く律令の書ハ政の規矩にて世に用ひられハ此書
今時形代なとゝ勤者律の令の如くいふ書ハ其にも見へさるにや
只民の為に利害損益とのみ心をとゞめらるゝと相見へて民の能をバ
种子の病を苦にて治療し気を医者を煩薬を施し食物を与へ
して行え其形無何より心を用て代芸を告伝をやうも大に広く
善世せし支より一様くの名え中にも無仙郎気を消して民の父母
といふを言ひ昔より善き人の民を治め出を節しるの政を
続きにて我を了禁忌をまに今風の事共勝手をめりて上に利を
主張するにハ利を主張するに見え去るもにて下く利を貪るハ損し
損出観ても上の利と以る所ゝ思ふとこめ中にも治に貞観の格式と云へ
などるゝ事もあらん抑文化の起百姓人と多く並ひ耕作の業をも

但世末ハ耕をことわざとするに怠りて衣食に不足なき様になりし淫奢侈に従へ
兼りや何程事を能く所百姓のする事とふ人に任せて自分ハ田畑へ出るを
あさましく思ひて居るもの天命を知らぬにて己く田畑に出てなし
賤業と恥とるものを催される事ハ自身貴きにて手前の所を
ゆ人に差すれハ本業ありて知ることの奢と好み弄を識て業す
べきかハ女房と中老など様をさぬきの業をせさせ其身ハ振んて業す
のみにかゝれハ琴三味線をひき或ハ坐敷にて浄瑠璃を語り舞踊ひ
其の上御殿月日を送り出し所謂無為にて様なる姿も猶し
系図上て機を織る女内宮にも貴賤男女の百姓の衣食其男女を
中も同し其外百姓の子供なして上ハ木も仲人を中媒にハ寄て侍事
出て下時ゝ仕合不仕合にて三年とかうりきりきりれて猶をに
ことに貴きからんしてありて今ハ是も支が振んて見せん

くら町ニ住居するものニてハ何所ニてもせた人寄合を催し茶湯
雑俳碁将棊之式ハ論ニ及び甚しきハ其他を催し農業を疎さ
其始ニ用を遣ひ是皆親ニ於て只ちに見するに支ニ及ひて其役
ニ於て相しするを觸代より急度差留め右様之事を致し候所ニ而
已ニ反ニ至りもきゝ其家潰しに至るもの是ニ依てすかしすゝめくり
其実ニ不事実るに町奉行ハ其所役々へ仕方より申付しきの儀を
与力同心共ニ沙汰ありしかも申さるゝ者一二ニ彼等ハ好きを身ニ負ふ事一を
中より金銀を以贈賂をむさぼり依怙贔屓を致し其所へ配当の
事を致さるへくあるハ夫に仰ニ親子の入所ニ至りて其取次郎
其役ニ弊をかる事屡ありし支配なの事を察し与力同心の中
事とを分別して皆がよくく町奉行を持前ニて表向ニ於て
専ら心をこころ安く致し業を営せ食するをもって事ニ致し其配支配

中のうちを国一年ニ交ニても与力同心の勤くむ所其役ものを取れ与力同心勤方
を慎ミ申ニ法度ハ前々代ニ仰渡されしをて今度改め命ニ天下ニ申人
被遊候ハ法度の所に触出し是を町奉行の要役町年寄共の取捌
ニて如何成止事なる深切ニ之止んとする事ハ止めと申事ハ
無之度く其義なき所ニて其筋をよく相考へて一通り町奉行
門割札場ニ出し人見せしむる事ニてハ近頃止事申一大事の
法度ハ三日法度ども悪く世中ニて申し止事申ニ此様を思ひ付致候
ものの故ハ是非止事ハ何ニ付世の無きもの多き故ニ附て表向の法度
其上ニてハ止事申時節なき事ニて是ハ町奉行ニ者人々二人許ニ而其事致
当ニつゝきかもの無くてハ其事件人共ニ取扱ものを目ありしをのぞく
刑罰詮議ひとの時ハ召捕へて是のものゝ役儀ニ付て持参之
其筋所をとさげさせなく申しらずく此等の事ハ我等に存候へ

事なく家業関すへハ老若とも是を志すといへとも猶中々なる面々工夫を凝しなから
此世党をとれ遠止て見せらしく手振りの何ともに中諸町々に在て一和なし
国此為事に成り仕ふ年一年々に半年許と云ふるゝ事に一年に
訴を扱事我輩人のことくともに一人の相思ハ未をいつ迄て大勢
此眼みを合事とも此まゝのこまかに皮罰申き人とを罪をたてるとも
松倉伊賀守ニ一所同役代を勤る町々相手くハ大岡越前守ニ相と注こ
さへきことのたに従町方ならに在んて居る人のなきこと故に一所に在るゆへ体勢に
能く隠密使より承ゆる十分に此町人たる者共の大奢侈をわきまへにおいて承知にも
の湯能催踏鞠の様ひにふけり居宅迄作りかざり弄物様器の
集め奏て高楽をなす事によるの代ふまりせ直よし然るに老若何
業をなすとも武士ハ弓馬鎗太刀の業芸を其日々勤方なる
町人計何の弁ときし王三の社民に記さし夫迄にてハあらぬ所の

支配自分とも其代国元に常居時ハ其人国元に在住之事の備あるべく様に
居住を是まで在府なるかごとく二人とも女と中よくも同し百姓町人の子共に
至て之ハ侍衆にてそのまゝ浄有しゆへてハ老若の家業にて至て
生来二人とも勤る様にあらずに居住を楽とハ遠ひやと上下ともにち
て偏にあらずハ事とさせてこそにてハ栄ひ業しハ天命下に在るものも其上を
見様見習ひに寿なる者を同しく奢侈を恣にする様成て町家乃其余を
定文を厳しく町年寄町役人に申渡し風俗の質素なる様に可致旨を
支配ても法度を改出し御触にも其身ハ是迄隔年に滞を改めたまふハ
其身に而自分を勤るも是ハ滞る様にて却て一旦ハ安りても内に衰ゆる所
数多あらの其支配町年寄の親切なる役人町年寄名主家持共町々
にて相しらその中に後天命下に基づき会所を設け仕法を立て懲しめを
へバおのづから風俗うつりかはる是又人情にて一人ふたりならず二人と

たゝあみつくろふ事のみ致す事なれハ何事も止ニ構ひなきのみなり
あまりなれは寺社奉行ハ新田寺社の事に馴れ候て勤り申ス支配等
捨候とても少しも新田ニ有之寺院共地鎮地業夜地等迄寺ハ何事
何と云寺ニて何の宗旨地ニ建立して開山ハ誰と云ふ事も詳ニ知り
神社ハ何の神といひ祭り何の宗の法流神主の勤ハ是れ社家中
役を勤りて其上ニて支配致し其年訴訟等ある事人の中より評判
目安ニ書載有とても兼て其寺門ニてハ如何様ニ申ス共一寺の形屋を
失ひ村の為ニ如何寺院ニ無罪と書くニ致す其上我心深く種々邪儀
也としけ堂塔の建立を致しかゝり有のれく我心の為ニ佛と云ふ所ニ
致ス寺ハ州堂ニて深く其の上葬埋の用意致し候ゆへ難儀ニ及ぶ事度
事ニ昔ゟ堂舎建立有之候てハ其の事ゟ新田の村を勤め任事ニ
成てハ寺ニ於ても旦寛ニ有事候ゟ支配ハ格別増下旦てハかゝる事ニ至る

費用ゟ及ぶ事多かり此所ハ制しかたき無益の事也此度稿を起し候へハ
御先代御権威の上ニ先芸業ハ我等代々始て本稿たりとも決して深く致し候と
異国ニ佛道と申す事ハ禁し新文法也事ニ祈祷と申すもの多くあり是て此祈祷にて
病気も直りしと申す者有之中にも猶し細倒致出家山伏士の教戒しくしく宗旨封内
してそ余他宗門ニも言せず御宗判一宗旨相立ち其法間有之祈祷しても半ハ
日本古代より有之斎部中臣橘家吉田白川等の神道官者の司る
所にて出家山伏の修術とかのみいひしなり蛮夷の統一致て今ハ理
当世なく古へ弘法大師智識といふほとの修したる者も修術にて夷の
道にて無之其時の天子の佛ニ傾れ摂家大臣のあつかる事より用ひ
られたる事にて其外雨といのり晴といのる事皆神道ニ係る
事にて出家山伏のつかさとるまいりし事にて只日本にて天災地妖
或ハ疫病の流行りし事も佛法流布りて僧侶の用ひられて神

道を婚禮にかゝり事よりて皆僧に因定ける哉ら所々天地感應
なくさゝる佛法にて彼行儀とあそ行はるとやうたるとてきくべき
道理なくらずゝ能く考へ是皆に而ハされぬ格に至るべき事とも
皆佛人をたのみし只偏とむさぼり取を主とすにて又まじ此ハ
やまとの法ハ大己貴命の教にて少彦名の傳へられけるとて其女差
名の命に薬師如来と異名を付て薬王とあがめまつりける神名錢
ぬきみたるにてもまじ本朝の法なども出家山伏の手へ落たるも
にてハ無し皆無ことの縁とりてかくる事ひの事も是に同じく永代
に始まりの子孫まで傳りし是卜部家の因る所阿部にも傳へし
陰陽博士行業にて世に流布致さるなひ事などの手に渡りて殊
その事に致るのにてハ無しきさる事皆悪なる人の知るとまでいふも相撲
にても是等の事禁止にて有てとのことは一所して一旅く其家

を捨し佛事なきハ不孝不道なと甚しかりにも是をとゞめさせ万事儒禮
其あれハ僧に賴ず法僧に頼まぬれハ葬禮まらぬく説りト並に云ふ
ためと信ぜざるものハ君子の心にあたれる道も絶し草もあし
考へ忘れた義を以てさと僧へ立り其實あしハ未だ久しからく
難に謝し行を正しくしたるうち何そ彦自己行しるまちの書る
をふ恩義として是をされんや故文中國にハ三年の喪の儀式をも
本朝にて葬に相國にいふし今天子よりも庶事もみくこの法にて悲しみ
行ふた古の事とも其表を貴重とるのみ親の葬式を子らいふもの
おふハ棺槨の美を盡し其上げ甚しく衣針ひ僧に布施をとも
彼に是を死後の孝とも知り皆各自のまとめ親切を盡し行ふなさる
事とん死後の孝ハ喪を省くかりたとひ思ひありし所まて葬式
ハ分限よりてハ樸くいてし墳墓を築くるハ後世に残りて物ならざれけ

丁寧なりといへども棺の中へ衣服并に財宝を入て埋葬法用にかゝる人
出家を頼みける費はなはだしくてたゞに佛寺の繁昌僧侶の田地
民の費大なりけれハ又ことに候のうりハ古今至る天下の権柄の時萬事停止
せられたるよしを聞けるに止めし当時も貴人ある人いくたりも死去ある
そのほどのきに事珍しく宝を埋めなくし御輪あるき事とハあるまいれ
まして或ハ人死すれハ懇ろに判断をあてため経文を書きことに是あり
事ある事を本寄ていふとあるみに通ぜ世俗ハ世話にまつる事根本也皆
日本其故実をもしり失ひ異国をびくしの事ありしをあるべくなりて頼也
弥ゝ親ハ出家を失ひしハ始めて出家を頼しく依念し佛に財を投
出家されハ死たる者の為に供養と云孫ハども不肖なる事皆詣しく臣
て何も出家がたぶらかし人をもて知らぬハ実に有ちら
あるるにあふぐや又火葬を申事大古天子御棒剃し御年々元祖南

諸国まで是を止めたまふ先代某事何の沙汰もなし今又停止せしむる故
ゆ何にかふたたび始めて初らるくなとても人の是非にて止め得ぬ様とこれを
江戸抔にてハ寺家抔建続寺院の境内も狭くなりてハ出家と別合火葬始し
少しの死骸に其まま埋めるハ場をしたし彼出家共の勝手に能くなるべし
事と悉く此にてあしかるべしとあるものにて土地所かきりのある事に候ハ也て
始むれに所々に有しも尤なり白川抔ハ地広く寺院の境内も有る事にハ
何すべく火葬するも自由なる人の物好にて遺言いたし火葬と申みなる能
る理と十字を納めさせるべき事なれども考べし又其親の遺骸を
海のあたりに火に焼くと云ふ人情においてハ是を弥〻法律の明文を算
申是文を定めて清浄なる事ぬるぞ其なく子弟へ申すべし御
世をしりて又此身を高野へ送りて捨てるも是を寺へ供養する也
る理を考べし見て申悪しきなく物の理に聞き一生成ぬやうに本意なる拐

然共寺社の有は民間町家の為ならしと出来することを能ニ法度を
設るハ民の心に立し又正義の害有まじ如斯ならば法度ハ多く
なきが能く法度多けれハ却て政務の妨と成て禍を招く者也之ニハ
志ありて経中出る郡奉行寺社奉行町奉行抔の者ハ真実ニ相談
有りて在官年来の古の法を能く知る者を一人ツヽ或ハ二人ツヽ先一村ツヽ然らバ
一郷ツヽ出来て自然と事をあらためて是非を皆奉行の勝手ニ立るとても
一村一郷善道を重し候ハ農業を勤て其安人の恨ハ集り
てともしいとなみきるハ何論法度を付無益乞食の類ハ物を施し
悪癖を改めし候ハ其者の為其根をあらさしで無事を勤
出家を依怙ニ頼む故ハ其者の為ニならぬ所と下々ハ勤て奉行の勝手を
かゝる事ハ浅見に在てハ其任に立難く一郷一庄に志て依中物前後と
ちり貴きを着くと勤て候事ハ是よりへ対し出る物と無るべし

下之為と思ハゞ上ニ斗り益を立様有上の勝手の能様ニ存斗ニてハ
却て上の為ニ勝手悪敷なり候上ニハ拾とし下ニ益立る様ニ法事ニ存斗
べき事ニて下ハ上の費ニて立物ニて上ニて費をせ不候バ下ハ難立
此所を真実ニ会点致候ても我ハ元下勤之奉行なれハ元を忘
行ふる者前後を考へとし費をせざる様ニ奉行ならハ役儀を背
人多かるべく此様ニ而斯如ニ候ものハ上ニも能下ニも能中庸を用ひてと
思ひ君ニも立らく是ニて示上下ニ勝手を立必重く唯下へ益を用立行
様としてし費を立るがよしとし如此ニて能和ニ通る事の上ニて常倹約
所ニ於て其方元方ニ合勝手ニ役ミ真実を以て下和ニ是も為是も為
中事ニ斗目を用役儀の表を立て如此ニて下の痛と不成ニ我ニ業
よろしく政の綱紀不察ときハ流儀と云へ先例ニ民の所詮浮世流儀
なく深といへ先祖ハ民の為き八上ニ有講旨ゟ役人の下と志なき上ニ

利を求る仕方あるなれバ我に害ある事を知て身備を固守し禄を求むる身にハ足ざれ
ば治国の教あるなれバ銭税を除きし上にも薄俸なれバ世の民ハあたら総
て理をもつて貴賤ての時ハ文學て出づ孔子の教にも昔ハ歌民に登きて
節を守り出て知行を持ハ世平にて治るべきハ云ふまでもなく
きまるのみたとへバ我ながら禾方無貴の用ゆる事の有ぬにも世に志
下写て我ながら足る事ハ貴にて是ならぬ勤をなさんと中すもつまとし
ても中候是貴にても中写止めさせるが能く中出るすと止めさせ
ては權威を振ひ下にも威を示す事を向て差和ぐハ綱紀能く行きとゞかバ
割しもし云ふとハ割しなくがら足私にてハ非ら割し能とハ割し
割しなくきとハ云ふ形になれバ役儀に立て此其にてハ非ざるにとくと
分別してつとむるには文武の諸士勝手に出にて勤めもかからう
無拠す不如意〆物入多て難儀致し自力に及ばざるに付萬備を

元ト勤め来り候へ共待遇と掛る身分にて取扱ひ大形等閑にて身
見放し候へバ取持きし事に志す事なき者をバ才にハ付けて
出役を致しかねるなりんと申しきかせられ候故にはよくなりけれバ
お請致して身を立て候にも立ちのかれ何分等閑にて御用の儀にて
少年にハあまた其外京大坂伏見奈良堺等有之所々に掛合何
事も御先代より役々掛合をなすべき役所を御用たとへひ當時
にハ向ぬるまでたりとも任先例に從事来りてハ勤ハ城郭を修理する一と
損益の者人をも〆千代株染小株渠たとへ一和致し心得居るべくに
ふれ候様むつまじく下中候是等一通るべく致させバ来りあやしき様任
を失ひして何ぞのまたゞかり千代のまゝ来りと見へてし中にも相惜き
そのハ米権を致し其為になるべからずと致すもの也て諸人の至
つき御ため中すにハ三百年來の無比御用の事の改れずしてハ難り

成りし所へ立入申候様更之地寺社修造とて是ハ在々毎り
たる事にて八百ケ年程もなし右開帳に出たがり年月を經て七千
の寺社修覆も其所を取持家老及郡奉行へ申候寺社の修様
我等先年入国の節封内を巡見せしに寺院ハ結構の修造にて神社等ハ
大破損多く見え申し是ハ社人共ハ出家と違ひ貧者なるゆへ申出しも不仕勧化
奉加の企も不仕寄附にて自分へ取りて繕ひ候故是ハ上より造営の地に頼る様丈夫
所のものゝ申合て寄進を為致申し是も豊饒に無之節村々ハ
支度に御法に叶ひて破損の修年月を経るまでも有之り右様の事よりて
郡奉行申候年々半租も出し造営の料にあて申候事を以ざれも
役人同士入組致申候の上にて取扱ひ申し道中奉行ハ駅因駅
場のことハ是ハ大切に往還之ハ宿場を結ぶ大事旅籠屋の屋鋪本陣ハ
宿中どこも元を取り破損所無之見ざる也かゝる故に是を

費申るゝ事之にて駅場の修復助成候役之代を頂き候筈ゆへハ
改て申聞御座候我が申所ハ宿中奉行より申出の旨を申立をかく
問屋本陣其外并旅籠屋にて旅人をあしらひ候にいろいろ申合
有之事ゆへ無礼なる程に丁寧に致すの所を定し丁寧に致
失礼無之様にハあのづから立派の駅宿役人にも能く申聞て所の条
申聞に馬方人足等迄も律儀に旅人を大事に仕候様申
付候より宿々是も何分にても大切に致させ申候やうに兼て申諭を
宿中役人の者とも旅人を大切に致し候よう申す一向に一向にて致させ
有之候世間とも奉行及役人より宿役を出して見せ
様ハ下々を取扱ひ申候様ハ或時ハ思ひて他国に出て旅籠屋を隠
候へるがよし左様致せバよく従ふ事ハ志なれバ中々思
ひて頼み候方にても有之候ものゝ旅人も病気の節いたはり申

事も有候由にて未熟なる者も先一通りはいくさの事をも覚へ候ていくさの道を
に生ひハ老てハ尤実儀に成申なり諸般共に誤りて一命も家もうしなふ事
旅人も有べき事也末ハ其後は旅人に至る事あきらかにて諸般ニ依
きし事也

一 使者其役儀諸礼に不功者ハ功者の人其役にてなき用に立ハなき事也後々
あるべし兎角四方に使して君命を恥しめざるをよしとす候の役儀漢和などの
事に於て何事も使に出る者も其者の器量にて其国の家老迄も見る者也
年寄は心掛け又器用なる者ハ常の用事にはよろしき事也又ハ主君
向より其器量にて其主の者を撰び申付る先祖一旦其者を家の内にて
役儀の其一色をより常に武功の者ハ六十中余八十迄も年始朔日
此役儀を申付し毎年を詳中其人を役迄武役とる者を賢人にて
物見などを初め陣中其外陣立に利害甚多きゆへに候を初め味方

被陣立其外々見るところも首実検并作法首途を使者陣払迄の
御武法諸士の儀式不慮の役儀其外事々家内にて其外の別儀
見る事かくの如く其行を専らにして末の事を後思慮永禄元年より
甲信二箇国の戦を覚えし武者の御振舞をも見に及び天正年間
迄を経し上下共に其国を治め其外多く一国に遠き事もなきゆへ
三州振舞にても所々の事に諸国其外ハ其後の事共にも先例ある事を
考に至る者に依て其化様の者を撰て家法を定め其ハ鍛錬を常に使役ニハ
不案内なる者も覚悟なき事もなく人の家にくらぶる事にても追々に家に
使役の節にて其事ハ用第の役にハ其家の規式を撰て其外の事を
家例し付ハ数の事を撰て家にもなきものを其ものを定て其例
其家家法をも其者に利を専らにして間に合申に先達て新年諸家の誤に
福井にて二月十八日家例にて家中の者の儀を家法として偏へに家の例を

無之入用候得共其銭をたくはへ諸色物を記しめし置ざることなれば繁く
仕組を致し頭取候も手当而已に手銭を利し蓄へさせざるを勝と心得土方の
咽喉時より其時を何ぞ人を以て取るぬく頭を家業に志あらしむる家式ハ
格式を守せ家業を勤させ何事も目立て明識果形の辞も思ひよらずして
常に見利深ぬなるにて家業向ひ諸事を思ひつめて家業に立入り業体家
於業ニハ如何にもめづらしく其家等にして家業を勤めて健に家業出て家
中ニ織物等当国は始め年内銭を所持を見るに千二百両位をもあれ
程の家数ハ江戸ニ而ても見る事まれなり是ハ当家ニ限り次第ニ家業ニ而ハ家
家ニ而ても心がけさへ候へば当家卿の繁昌する形勢の内我物必せを
取り掛く浦山敷事なく人の志似を候ハ家業ニ精出し一同稼事ハ志似を
諸が能くともを相用ゐに其定ハ附先代より書付をも候ば
有之家名を人覚候はし丈も此後一通り情進出可申候

一 左様ニ見てる迄ニ而ハ諸ハ仕直立ニ而一備立人数押陣取掛り
除口などより諸手紙使ニ往来諸の寄合にて可申談
仲間寄合ハ中絶候より立し何と申候平日ニ勤方相知り申ニ而
申合之間柄り戦場ニ而の勤方ハ申まても無之様ニ候
評議ニ相成且当家に多くハ雑従ニ而飲食を致して仕置候様ニ
戦場ニ而の御利害を互ニ申談置候事ニ候
一 物頭ハ諸事役を兼候して指図致候先手或ハ長柄事役ニ
是又一隊ニ付一組ハ銘々ニ手役ニ而三軍の主将ニ而無故
定ニ天子日月の如く諸ハ定置候所有之候の諸の備ニ有之是等
旗本者の手前の事ニ而諸事役を勤候ニ付ハ必ず押て直ニ可致用而
ニ而ハ諸色の手みならひを申候事に合力同心解急用くさき等
押之諸の形勢指図候に[illegible]諸事役の性格ニ有之候事

心得なくてハ雑有し神楽ハ常には諷経流其法に随ふのみなるを弁へし
雑魂傍ならしにて厳粛なるを務め且つ其上の長たる者として其勢
をとりて其器にハ魂をやどらしむる事をしらば面々其職を一所に務め雑事の
ことを合点すべきなりかくて能きをもて取扱ふものハ其風俗の始
めて雑事の礼ぬ真形の本意を説練に至りて事に於て能く拘らず同所に出て
平日に心得ハ何事も代々の徳を備て其式を書面に全備して誠に平生
是何事も粗末にせず只平日に心得大切に致し力に任せて射させしむ
熟練をみてもそれ性神をこめて其備を稽古させ置べきにて所定
一通りに済せて其後ハ其場の用には三間柵に仲る
の後用にて見る所進み退きも息合のたしなみ習ひ事の過
見るかりにハ何事も務めるに師芸細工の精密ともなる事に其家の
所先代より伝へし事を書上申て常時其後のなぬ業なりも済む

勝手減の明白にも難儀とある事ぞ所詮今日役書所を勤めとも
同役衆へも相談ある通り捕手の事其儀承知の事に然らハ同役所に
其の事務方の様子にて見げみもしては出ざる事なり又々
此方の所のめきき能きハ論せず何事も思ひ迄に任せ支配役の事に
主の手あまり見てれ面白からぬ所ハ済さる所にて寛大にても御不
行ハ手回りて大事に扱ひ勤書を書掛大手所門番所へ差出す
重役よりも右書役の指揮有て能く承り候ふ事ハ後に先規の帳面
追々取りて扱ひ済て其後又その時々能みての書役物事器量
入用なる天下の大手門をも我物にし作事我末代にして家重家
来共のうちにハ此事をも大事に勤め書物に其由書目付に添書
平素の心得にてハ主人の御消息は家中の者として主人所
御消息さりてハ長たるもの御ためにも大所要なるもの是我の仰く

對し役庭對御徒目付小人目付等へのあしらひ事を相互にさとりし様なる
なし候ても無事あらし欺くましき義共に思れぬ様ふ??る様要する條文此方
乃形容を尋ね申ぬ様に用ゐ文様要ある何も角も不殘承り所の手なりて
勤め候に付ての文書職にて御徒目付小人目付と此方の物頭に
手に成て用を達るに候の徒目付してある所物頭の中一の事とす
手業中役をつめるにも三藩あるとの如くに立有役人種ある事
べく一向ある意地合を立て申物と合みかみ合ては節等々
其の間諸事見ては左様見るとも一まひに有物頭とまんと候に節あり
下にしても權威にて押へは表向様しさへしらせて見へ無因加ふ様
物頭として役人合点此物頭の御扱付て勤めは面白くと有様ぬ
勤め有所要の所となる角にても役にてさ様に御門に国とはならぬ
ことなる所と深く存は物文に此様に因より小役人物に未だ有なき所

此様な文件間中後々にて候とさまとく役此様私を放れたる事よろしく
役をせば人をなさぬ所に頼みく意地合して先々達ては彼が頭より出し候月
此方の此方の組より出して是は私方要儀お席ぬる意地合と言ふ也
有りと一通りは三藩儀お答へ之是私にて所用と言ふものを見たる事は
誰が組の組と申す所は存すとては三と何役同し組より來たる
迚も所役の組頭とは不用ぞの組より存て用に立
三様き人をなさらしと一は御の所にも有人と見え申されと立事
此の者は有る御用不まして一八丈程能き事と申し候は、事有御
不事時は組りし是先様方と役は人を見えたるは事然他個所年
三所々て役ち事なりてはかせきかとよくせぬ事も言ふてつきしな様職
細か様な所は申かゝるりに字役同士三藩意様ふつ様事　相文
他國へ遣し候様へ共能役此様何之ても御人な見つ事々と見候は

足軽ハ大名衆の奥にて何くく申せば先行ニて出ける所も承候と
ニ相成り其頭より老武士共の吟味合ハ我等初て白川へ御内の郎
大将の城番ニ付く勤方を存候にて物頭番所大手中之門主宝永
事能く中ニ大手ハ先手物頭中ノ門ハ持筒頭宝永ハ持弓頭事能
ニハ留守居物頭共和り申共勤方朝夕に何も右所ニお待ち申候ても
又其外所より御朝夕の所ニ張り川役所務め申候て我等存候ハ
能ク内ハ意不任其事多く城番ニ其跡を借見り諸事ニ其代々名付候
非常之為の番所ニ一八明け方ハ別に国一年毎ニ而もして年始ハ節
句節日本陣の時登城致候筈の事ハ勿論ハ番所之陣出し一ツ而
守事ニ成り行き候て其武者番所ニ年頭節句仮日本ハ勤番
所を飾り物頭共の鑓を立て對之紋を飾り幕引を飾り立て
御持ち其の何と為り候一八陣大名始終事思出仕を立て存じ候

大名れ小名れもる所の番所の構ハ同しる事なく諸侯若の其く構を出し同ハ
其節は諸侯の事也ひとつにて一定し其何ハ悉く半日の如く外に持ち役諸礼
老大概出仕致候て物頭番所ハ御詰めかんくの一所ハ纏を出し其升ハ
なし世間ニて一統に当事ハ文物頭番所ニ幕を許し置事ハ当番之幕ハ
幕を引て一年中動番ハ我に當候番所ニ右行限る幕引ニ幕を引
御構ハ役所ハ物頭ハ幕を許しもる戦場或は陣中ニ共事
有る節ハ年日ニ御詰ニも大そくもかもなくせめて番所にも年始
ニても当番所あくりしく自ら致の幕を引を一動者ニて
ニも治年ニて戦場ハ其く見合ニて其事も存候らに相許し
幕を張りして仕見事若ハ所ニもなく候されハ何も必ず
なく候や我等が代有之中にも何を存知た何分の存居ハ事子ちもハ
さる事に御用へき為所を古義共も遠からぬ筋共諸事ものに相成る

取りてハ家老衆の外ニ書載すべきあれ共是迄編集するもの(本の誤り)殿中ニ於て
身分の功のみにて人同じく入部の節御先代ニ御法令有之
等く相續役人長僕を置しとらるの無く追々役人嶽に至りてハ
前之如き御規定之書奥寄等にて御法事之節ハ御相合御代目式
御法俄来ル有之ニ依而向会釈ニ無之ニ付格式之けハ差用付之次第
併而ハ御内帰之事他へ対しとらるの差を致御先代之差用ニ任
事ニて口上御座候之義申ニ書白ニ候ニへハ何共申上難之御家来
誰でも不及御作法之慕ニ序ニ思出しら無く差不出義ニて兩ニ
於御家を取りニて他所へ代替御使来りて御差用ニ致之差迄てハ
差之御役之用ニ住して申候旨ニ役人共差支ハ誰欲の為ニ然事とや
御先代之御霊前へ拝礼致ニ於而格式之階を用ひ候ニてハあるまじ
く年目年始往迎之傳来ニて年始ハ致方無ニ致ても済候ハ段ニて

長之事ニて拝従ニ致へ御法事之節江戸差之候て済ミるるハ右ニ無之
差之し御霊飛様より差之ニて差用之所ニ御免しニても有之
たるかるニ二ハ御家中承而候而暑致し差用済候ニ付而勝手失礼ニてハ
有之ニ御家来名用小差用済候所ニハ有之ニ御家ハ外を承るるハ申候得
わくとハ申上候法用を務ニ出来ル御家来ニて家作差を趣へ出らて
寺社奉行だちつらく殊更へかくしわくらるら者ハ見るべし相藩繕殊
於勤武家ニてハ大事の長柄捌年日組を并く振様させの合ニ出
其の請合差之ハ差之者ニ致劔さるるハ年ニあつれ致ニても思はれ差之事も
御先代ニ御役人の用ニ出之差之ニ由ニて殿中ニ於ても二之先ニ之申出
則ハ長柄ニ持ち法花の御用有之之具の御ニ御備ニて武者御前を
出歌聞之く武者之始之事武ハ於家法柵を承り揃之え子孫の御
奉行の性格を潔し御和目かりの利本論之を差之而通し差之き武家

御の時と有之ニ時ハ隙ニ在候ハヽ勉強致し千萬心掛申候ニ而在候
致し平日の御組中の者と一和せしめ候の為ニハ會を相催し候つてまと
かせ候を専らと致候ハ不支配し可申何も用ニ相立候事有之ニ而自由ニ而宜しく
ハ不申候也

一 中小姓役ニ候役徒目付組頭等役中ニ而当役申付候者未熟ニハ不出来之者
之事ニ而趣論等之了簡仕候中ニ候中ニハ未熟ニ而ハ不申候事ニ而有之候ハヽ宜しく勘弁
其柄等役中ニ者廣聞ハ諸事向ニ而ニ候而も一ハ人ニ相応ニ勤方を申付
而ハ猶ニ申ハ多く之家督等ニ候者共事の峠ニ而御扶持ニ而相営候者
之為勤ハ覚有之候ニ年輩其外ニも同し様ニ申付候而も相勤候
之事ニ随ひ其ニ働も兼り為学ニ致表向之事を見習ハせ候而相極
能々其事等ニ而ハ容易ニ使者共ニ通行会釈ニ而礼儀を正しく
致事ニ而諸事ニ勤方覚青表紙ニ而能く勤り申候様ニ可申候事之関の目ハ

延之者なとニ而急務之時の心得ニ付にて一ニ而ニ所ハ消経ニ而承候
之事ニ而勤ル事ニ有之候何も此之事ニ而勤ル家督の子ハ銀く弟近き候
用人者共未熟ニ而も勤ル方ニ被致候ニ付其役未熟役ニ而も勤ル候ハヽ中小姓
様を勤ル共ニ非常之事ニ而も学問ハ詩論之故も学ひ馬をも乗り
致し出精候ニ而事之時書物不見之事ハ不出来之事書ニ而も相心得之筋合之様子
ニ而侍別相致し申候而時ハ最早以ニ老退座敷ニ而病気ニ而
之其勤方ニ候哉何もせ之候様ニ付合せ申候ニ付候て
事之事ニ付其代を論之事勿論家業等致し加ヘ候様ニ致させ
事ニ而致候ても不申候掛役徒ハ刀書ニ兼行様ニ勤方
之義ハ徒目付江も専ら之事等ニ而も申候家之者ニ致候様
手足ニ而支配を致し表向之事之掛合之筋ハ役向ニ而ハ不案
之事ニ而何事も申付候ニ付之ニ候ニ而も万一相違之儀も有之候

弱き侍ハ非番之日ハ御番中ニて狼藉者或ハ侍之喧嘩出来之刻
常ニ得と心掛し置候とも病気と申立出て討留候て双方を若年日
入魂ニ致し御廟参り候ニ付と見合せ候事有之侍ハ一生心懸之時節も在席を
立退申候ようニ可心得申候事ニ付侍の心懸之様ニ相振舞ひ候と
能〻心得ぬ事ニて候と申候へ共御奉公之者ハ其ハ尤ニ候へ共御勤
侍事ニ有之候其身之書札出てハ勤めぬと申候事と存候御役人
ナト致し書院大番中奥小姓等又役人共ハ御役儀を勤め候者ハ其年来り
候ハ〻諸組之内より今年ハ何役も可被仰付候と父祖の和
御役儀を勤候事と存シ掛申候学問と申せハ書物も見候へ
志有て是を勤候得共ハ何之事務ニも武術を出精シ候ハ
其間ニ書物を見候ニ付申付出て書物の見られぬと申事
無之出て候私ニ於ても若年ニ見ならひ立…

読ならぬも侍有書を見候而見物と諸芸之ハ能〻の武芸嗜ミも心
得たべ侍ニ申ニ付其上ニて役人ハ御役儀を相勤へハ寸暇ニ何役も勤め候
何事ニても御用ニ一事ニ懸り不申て只其業ハ御用先候
御断ならでも御役儀を勤め申候而ハ不届一己之嗜ニ引て済ム
何卒書物を読み役目を欠さぬ様ニ心と押のけても手前之事を我意
地と出し候ハ尤之様ニ候へ共人を任せ置候諸役人合壁家折節を
出会ニも参り候無益あらん事を論し合候事も其甲斐無之ハ
之有様ニ可有之と申内ニ候而無益之事ニ打ちて在之ハ無之事也
何里ニても何程ニ候共ミて候の息合馬の息合をためし
見る事ニ候ハ御役儀ニ当りても左様ニ候ハ其所ニ出て不足ニ候而
能〻心と存候得ハよく覚て首尾よくてハ用之事ハ事済ニ申候儀成
家ニ有家より細工を家川ニ至る入様之出家に家役なるの〻事有

射て稽古了ねハ猿も力の使ひも稽古場ニて弓たゝき合くるま
用ニ立たとへ作力志那へ手くつき五里七里も走りまはる体験を
まひ志那へ手も本様の御足腰の筆跡くる時ハ御ひためし息
合ハ稽古了ねる或時ハ舟ニて仕合を致て勝の手ハり足ふ之
をところみ了申し文数も川将半に出るの河之代ら許さる事する
身けさるの気を見れこそ出党ありけるニハ其ニ山野を延足する手
足を備せ用ゐの本ゟ出て當時ハ其鍬身形と丸業を主義と
し薩の手みを所くてひら私ニお生て只場步より弓を射るも
押手勝手の稽合性体のよくみたる非ニて如何にも中りやし了る
ゑれたる射形ニてたとへ中りたりとも益なき事ら強弱もあるを
ニ了帷て見ニハ其の湧池の足り二ハ寄せとゆくやし其出居とつき
鞭閑とあけ或ハ垣を結ひ稽古し了ひ足取よくまハ叶もの

おまハたよらぬ故ニ仕舞を致し士の稽古と志ニハ古自宮ぬ比具
其あるもの亦と古しらへ足取を了んと致ハ其ゐを見て当世ニ致
ものゝ業ならせてやるもの事ニて稽古好ゐ将ニ中たる小言
きちも或ハ堤などの分けを行ありしるハ其しるのせんじる飛鶚の
足だめし所ニ御を背負筋行なるぬ為の所作ニて綱を其
稽をたのしむもの水練の助けにもなり亦れ訓れ其ニおれハ為ニ
是ニ稽ハるにて其まゝ抜み手を鍛るの佐古より判然と知れ武家
ニ夫ゟニ日本諸国大名割拠せし国主城主或ハ一郡の主ニても
稽古を放手事ニ生じたるものニハ不成事ニ是も芸人の指南ニ松平
陸奥守家老片倉小十郎が稽古好所出事を巡検使の目ニかゝり
江戸ニて其後任所及ひ阿部豊後守殿で信長ニて稽古好き
其子ども家の家老本にても其ニ来懸提ニて志らし小十郎

事ハ信長といふた悔ミ出てしへバ存ようり陸奥守許しあてそでまく
斗の評議にて何の仙台も尤ニ候へ共是ハ是非其の評議
待されたるまう々待せバ一旦りの信長様ハ次第ニ出させるとおらぬ
御文ハ緑のすゝ江戸表ニて許由所の様子を見ずるにれるやにてハ
あくまの事を申しと申し其元の所を愚不せらるゝとも見
へて扨て御用人の役ニ申されたる思召れ又は様子の水をあらうさを
見ずに存かとくに事の身にす然ども草せ候足ん用人の御役ニ立ヶ申思
ハれたハ致置の川或ハ堀とを家桃し堀子并なとの書附くハ候方も
了ヶ川向堤際の方の所ハ致し方にてハ夫々名多門ニ兵庫を橋へ出と
出て道筋らハ料てそうんおて出んと侍様へ立ち事く内緒にて
おおきつきたり何の役ニ立ちて而て御年寄へくえん急き白川
にて信玄のことの芸が我の物差をみる時も出来り江戸の通り致ス

水野勝成ハ何国にて出所の通り候物とと思ひ居る所是も其年
越前の家の影福井にて候外様ハ江戸にて見てとも遠ひ候ニ一三仕え候之
其年中ハぞうく根を押て関ハ水具足とニ致ぐ有之ぐ緑にて梅花を
見右合口の柄ニ作りたる刀を一本さし脇ハ短く紙子羽織をして家紐
をとりきて我に入初めの程ハ志ある所おもしくておかしくるハさて其主ニ
沈みらゝ其支を無るく勝成これバ後にハ済くり沈てり候内ニ
息合と覚く出息合にハ傳様を出し性非能浪々して而にて越
其も当所にても怪我なく越されてその物使我おも様子と申らく
感入くり是秀康公の越前にて候伊豫守殿時今ニ至るまで
皆其使役と候せ福井に浪し殿越前家にてハ此使役とはこれらの
家中も残り居るらし　扨これたしき家風浦山敷なし　右様
候しまでハぬ人者似として怪我にても候きハ者似として馬

於ゐたとへ其道にて何事も年ゟ熟して窮有り何業にても総世ハ無さらの
ことき用に立ぬことなりされハ書をも好文字を挙る道ハ学得のうへてに
論の取あつめくらへて人とふれ合て世にしられ行ハ得ぬ意識と会ハふ志
ふに他人に和を通さすとも取扱中をわけ中々古今の一つに服み申
極むるの始出会実ととをしてハ数百服をもうけて却て世に
能事ハ其のうてゟ皆人ニ取立にても意久人ハ古学合ゟ私を持世ハ中ニ遠
人ニ於てハ尚も後世目前に立地合を致して一ハ浅自先の人に於て和らぎ之承
世ふこ無比ゟ生涯をゟて学年さし　土岡土族ふ椰子を挙
其筆者んと称語らる所ハ三宅の取扱ことにて取扱め人心の様掛らく
志生忠のなるゟ其業果を称語る極の人於年ハ人於中事中と開
人の其にて肯く間浦其所へ一言をん称きゝ和け感服する言葉
耳へ入りの感じる極於事し仕深くしていたりし　謙ん極美實ハ於所なり

平中にて感通ハ古今無く日論の上をわけても同し存経へ合ふと
其家於其ハ一本直にて　有徳院様御代御統守宰にて御禮日来ニ
御禮後に婚宴の後したる其五歩年中総守ニ御家或紋土補三家ふ荒
三寿暮りの年立て芝或歌馬目録にて近き寄る所を至るとも立ちの
十たるに中総守何ゝれく兼て龍至於もの好れハ高ハ達者にて業ゟま
色とて大名ハ書して近頃追ふ於さるるとも立於とて亦ハ近き史の事なる
中らく其し存じりたると或紋聞言めてのうへあるとどれも亦斗で
血気盛りに近更於ちる業とハ是れ或紋面色をとへて服させる様子備
小笠原右近将監是も同し年頃於年ぎひの人にて是しが或紋ふ向ひ是刻
より於法家紋の所ゝ物く表紙新冊家は御さるとが此先代細［祖］
於　権現様御陣無ニ先陣をうけられたる家紋細托有し今御厳世まて
其後ゆふ御備当ゝ此御掛ハ此御家み於感ゞる近きと追ひ至ると於す

あ船が入用の事にて候節にても取寄て来りて其手続きをきかせ
為にては入用の節にても無之と挨拶致されハ或船方出来たる色々を
見えて少納言むつかしく候ハ 権現様の御恩の御船艤有し寛仁に思召
手持の者共呉々或船屋の御勘合と申候て文盛の事を延と
菱垣廻船なとへ入さる業との御事に是又被仰候覚へ御数方大西をさし
あとりまなく御掛天候の御払にて挨拶致して其外にても御無
御礼も添其上人同心にて御宮之御内方右近将監又も段々と申し
ほとか何と申置かる組米を補ひ御三寿方御家来衆御間十郎殿ハ寸斗り
被ヲ入させたり或船頭へ御目に掛り度とて文角力の地に申さ
りとし御三寿ハいへと申すもの少納言も或船を退きかかり其上御家来が申
年寄方科理出し候御続りてれし少納言も或船を申解て申く
帰参の上御仰ハ船へ参りて二人を御宅せる事 有徳院様之御

達し右近将監も事の外なる様にて有故能助と盛の至り候にて其
大名の出府の時の事にて云業者の成る或を忘れざる志右近が
さうとも小笠原家代々の礼を以て人々に傳る所々とに志の程を存
事とて外の事を申べ或しひとの事をぞみ申て是を補ひ建も事へ和漢
勢たる本とし議にも実にて忠志とて御尤し人にも能く其事そと
御例文の上意にて其悦び斗りの事なし無之備にて能代にて其段に
筆聞入してて毎事々にもきまのハ格文かと申掛て置て申又且
家来とも其付にて能そのまゝ置て申くききまの御別て志ある忠
勇々さてそ付の段船の方の上にて毎事々にも可成方と申候て家来
ゆゑきまの上にて是を段の儀も申候ハゝ止事とて其付を持
事して置申し其場にて暫く延し申候ても承りて申置く止め事の
事にてそ候かと云ひ分ゆゑ手日中の儀にて御代文人和

早稲田大学図書

或ハ他と　り合ふるにて手討せ候ハ一命助かるとも御法度に候へハ家名断絶
呼ハるにもせよ渋〆尾張等相保ち候て渡り候ても死ぬときハ心おまり斗
捨て〆ハ一生の名折にてかの所に往きて暮し更に十が十ながら堪忍して
下部たけ手付とせん追掃ひ帳を除き候て又子追を勤るよし江戸
に出て其所を在所が江戸近或ハ他の事にて一旦求め御暇下され候る大名
の御家に出仕候ハ一人にて勤め奉行にても無き副役と申ならで事務を
取申にてさ之気の毒ら致せる所を越時御留守て他家にその役分
時ハ人々に生涯を守ひ相違なきのにて其所の役人とのことり郡役同様
をせりちかい相務すへ心得して早速に手来ハ何もかも手足とし
急相成候其所の役人様の中方にかしくへハ相下存る事のこと常に主
中古画家二八刀剤を掛ヶ支出ても海をつかれ斗捨不致事も
立置く却て不相にる事済ら子細及生涯にるいくらも有しく主人を

大事致候捨置候ハ用事お住居御座候理を記し在かゝる事も是而も
御奉公にも渋たる御奉公を守りたる用事と勤申候事いは一ところ
御奉公相守り候御用の儀ハ不埒に無之候事にて書申候時ハ右行政奉公を
致し尤も当所の相入にかかり二人がけとも一人にて住居不相応にて利欲を
かゝり此奥方御役人の方簡単にて事を仕損じ人々ら多くし春の
出てく春をむかへて御身分に違ひとて郡役致事なしの上に取るとて心得る
しとゆく侍家の娘と嫁入めそり礼をも如く其余ひ郡分を相違なく
の事にて侍分の縁組は申す一侍の家の娘ハ嫁を付るる方へ一旦御身
分違ひ候もの故致ひ事を改めて下さ候へハ初め御身分違るの事も
難しく不相違の相不出来ことりの文縁のことりらくへ出て丈同不相応ても
何れハ無用にするとのにてる内部郷不致しして不仕相の事ハ文振別
是ハ御ゆるしも見分であれ有れバ郡縁も相分候て一家中にて網作致

御用文書にて御手て

離縁ハ實ニ是非ニ不及ニ付離縁ハ格別之事ニ而婦女
をいふならハ夫婦ハ一旦結ひ候上ハ例ニ堪忍いたし候ものにて婦人の業ハ
一旦夫婦と定め候上ハ一生之事と存て男子出生無之ニ付妾を召置て
出生を待候子孫ニ相続いたさせ妾を遠ざけ候へ共長く召仕候事なき
又妻ハ不幸にて再縁致候ハヽ夫婦互ニ相和し間を合ひ仕合候事に候へハ
後々の害と成候故再縁いたすべき事なれハ一向之事ニ而仕方ニ付候へ
又婦芸嗜ミ候て一生之不幸之事也出生之子孫を遠ざけて家を乱し
行儀不乱様ニ相心得候事肝要ニ候親之身ハ人ミな之を見習ひ候
出生之事ハ家之風の善悪ニ而御座候事ハ夫婦之仲ニ而不行儀之事ハ
申ニ不及候事也事

一 在所ニ而ハ諸方を相勤候事無之候ハヽ其上ニ而夫婦之道ハ相互ニ
不申候而ハ其上武芸のミ稽古いたし候へハ士ハ済候事と心得候而ハ是非之事

居られぬ事ニ候得ハ一種給仕ハ長袴ニ而勤候節ハ礼儀を勤候事ハ進退
不當ニ而ハ士の本意ニ無之候平生宮仕之節も御入用之節御用ニ立候様
十年餓死ニ及候ても礼儀正しくして別ニ不致候ハヽ其上のみならす
心得候てさりとハ見苦敷事ニ而候間能々心得申へく候事ニ而候
勿論礼儀計ニ而ハ不及候事ニ候使者を勤候者ハ殊更文筆を心得候
事ニ候ハヽ常ニ御奉公之節一大刀折紙の事抔書候節も文字之大刀
目録ニ而も認候様ニ心得候事ニ而寛に覚候事ニ候ハヽ重宝之礼儀
不付之事ニ候て此事有田安人当年大膳其外之事共常ニ有之
私ニ而鞍鐙等弓鉄炮之儀ニ候得共諸事例向ニ而右之心得ニ而被成候
きといふ事之太平ニ而御用之節ニ候ハヽ人々内せし稽古之節ニ仕候者共迄不念
ニ而兎角心掛候ニ而合せ候君之事ニ勤候事之武芸之稽古之節ハ
むげニ不當之事ニ而あらさる武士の稽古業礼ニ至るまて

流鏑馬笠懸武射等歴々の御物なとの射法覚えて居るがよし
調度掛ニ至迄武者ニ而も又は今日の如く心得居るへし　押書組
ニ而より大組ノ御徒迄武具を持り小組ノ御徒士共迄ニ至を
猶又乗馬御道具青表紙ニ而勤る事ニ候然ル處白川ニ於て出テも云
見なれ乗り候武器持ニ居り候事多く有之一向ニ差支ても何ニて
ゆるし居候ハ候之何とも無之知らぬより返して候もまた候
我等ハ是迄も存ニ而知事武至る又ハ家中の将も是ハ何之中何の
事ニ而知り不申候ニ斗中ニ而ハ残念ニ存候御台諭武者ニハ
文之故実并ニ家中迄秘し無之易ニ知るへく一和ニ而も無之一左
武者御役を勤る者ニ私ニ而ハ是迄程の武者ハ公事も心得ハ無之ても
可然在ニ而も其道奥ニ至りてハ故実并ニ存する事なとも
有之候物にまて小荷人ハ武器之目利を被致し新古之差別を知り

是を知らぬハ素人ニ而知らぬ如くニ而て武人武者ニ事ニ而てくしてハ
申一通ニ而も諸母衣之事を存り而も手ニ而も其吉事ニ而手綱
ニ而もあ母衣ニ七手の組おとらずに上けるなとも諸事の組とる
何れも手廻り御旗を始め礼家小笠原吉良伊勢等の家より而
其頭立ちを始め知るが能く弓矢鞍太刀鞭鎧等武具ハ奥に
各所ニ其頭ニ而よその家ニ而被申を出させ何ニ而も其所ニ被申
たゞ其上中ニ而ニ而も居るんニ而も御仮ニ法ニ而も随てハ利用を無之
ニ而其旗ノ始めを付けせニ而も野文是ニ而の事ハ世所別ニ書付を
ニ而も心得無之ても相文武家ニ而軍術ニ而も業ハ相当ニ無之
先達而武家ニ而も心得無之候ニ而も是ニ而も家を任せ無之軍術も
有之てハ不付乗る者ハ其迄ニ至るニ無之の表様也書并ニ衣
さる之手奴方拝合し候へ之掛り之様ニ而衣ニ而ニ而も合て體術

にて有られハ出家にも若輩ゆへ若掛之方因人盗賊国人へ行ニ掛方に活して
御らせざるは業桑鄉に限るべきにあらず是ニ付て縄のかゝり武士たる
ものゝ縄の取かけのすへハ三人へ大概の者も縄を掛る事ハ武士の嗜み出家
縄ハにも利益もなく其身不案内にてハ組も若し持方は何れにしても其れ
形りに流しまたハ寄ハ能くならぬにてハよくかきそれハ十でもなし一色々ハ知
居べきこと也又大事中奥に勤る若輩て御座近習等衣物抔ハ能々心得を
勤め若年ニ及び帳内にて仕し書を勤め候ても衣かきよくそ先是大切り
なきことと取り扱ひ候ても後ち唯何れでも其にても書物を見て其具にかく
こともぬ様に宜く我ものにして置て常々に経ハ親をハけつく何とやらハ
年さへ子ども父親にハ何も年ぬかちにて取扱く成りし後にて稽古
多くありて後ち掛の道の事無理のうちかけて又ハ猫の如く節倹を知て
又年来ハ立ゆく直に後ても又扱く猫の如く後ても節倹何かしく様々も

有きらん是より奥向の者くらけて我ものの身の節倹を助るよしと云事
小姓等を召抱其外側役小納戸小姓など是ハ一生よ上る事にて勤ても其
主ハて後ては役ものかゝり候役儀ともに重勤にて後年日の間役何と
つ仕り候様も難く持り兼界なれハしみよしあるハ少々たるく
非番を取ても暇のハ少々書とて其月代を致し湯に入なとし候よして
非番の非番にもたゝ一度大方ハ実情の主支度などの身の事に候小姓等
をあひしく候文読何と稽古にても世間の様に致しを流つゝやみ気骨
をれ候ハ主人にもより一年と我ものに対して気骨をれ中年ハ三四年より
支度を思ひて後のよろしく取りく様子を徳儀を表すとより
に及ぶ吉凶実に人と主之身の使ひ役所合せて有られハ主従一致ハ云ふ
主人なれハ其て気の詰まる様ハ無く又不合ぬ方ハ年々に活動の中にも常々知
をらきことの方へ能々十分を一直な所其代ハ家の老方なかの出る年を近習ら

小性殿承候て何事も申しまゐらせ候元来丈夫にて見ゆるさく我ら殿ハ
出来もいたし候中外の者ニ事由りて承候人目付方の者共出入揃ニて中外のる
有之外輩ハ人揃ニ不及何ゐる事ニても言ふらるかミいたし候と風ニ言ふへし中にて
人の善ニ成る者ハ書付て見せいたし候ニ付お方よりいたし候者ニ相守ニ家老方へ
申聞候事我等に御座候間ニも悪気ニ不存候ニ付方なく御信を持而
申候て左様之事ニ相心得候て承候て家老方へ様子御尋ニ候ハゞ我ら御信と
時節の様子ニ不存いたし候悪く御世話ハ当り候様をさとし御智をとめ候て
相届し候ふ者ニハ手紙を以て申入何事も無之段を承候ニ付申候也
あしハ我等手前てよきさと承りあしきを推いたし候かたの毎にしひ
御智をんに御しては却ておはなしハ変せぬものと相我らの身に候て
事之始ニ事一条を早々申遣候造作にいたし候人の諸をとめ候うち公文
我らの方ニ至る心付かミあり候てハ揉出して何にても一切くるしからず候ゞ

つるい目を殺さしめ候とぬりいたし候まし是をやめて気ニ障へき事く
相成ハ不忠之至り方より申合を承申まし候而何之と申されて八程ニ
無之御為ニ候ハ近年ニて生まれてしも皆々只自分思ひあるもの也かる
べしと元来ニて中所ニ之と悪しくて中へ御手を松へ十分と様子の事子
事ても家を相続之ハ家へ付生てゐるも同しく知るかたく見ゆるハ家へ
風を不安申間と申所ニ而何事も申しまゐらせ思われ候様なと方に先失実
下も御出入之間奥向之様子も気を付我らへ対し為ニ不為ニあらく
自分申込へ中渡可申付趣旨之通りをいたし候婦人女子の上ニハ何程自分申付生れ付
ても男子の様にハ無之ものゝ我らを大切ニ存し候而自文なくさめ
いたし為になるく御世ハ為可なくぬるものゝ候ものゝ依て奥年寄奥
目付其も平生入魂いたし候諸の相互性を立て御用所ニ而我等用
無之候て渡さ来馬奉行ニ申付刀をたて申も有之候ゞ勝手に任せ

當書中初巻に述る如く書中ニハ流儀まても有ことなれと悪筆の筋にて先
是ハ武士ならバ家中同格ニ大勢有所の悪筆をならべて
武術ニ流儀とこのゐるものとすれバ何流にても一理にて有べし
何流にても一理にて有と思ひ流をもって秘しなど有所伝授ニ有ことも猶世
皆主人の為ニ有筆紙の事ニ入べからずところの能する事をこゝろもちへらつし出ち
此能のことをこゝろもち入置し立有理の能ニ叶ひて何も所合用ニ
有事ハ用にこそ事しとせバこゝろもちのこゝろもちのと流儀ハいふてぬけ事ニ他流も
仕合にて能き方へ流行ゆきて世ニハ不残こと言賞翫して悪筆も是ハ
中位是ハ極意こと古実目録と出し直言を伝へ年々皆落世間ハ
書てある所より出る事として一切切紙外へ出し取合有所文代ハ其意
まへき流なり次に我がおもへハ等しく手段ニあらず此先取合度く諸向
之事見苦なくみえく家筆書ニて実例ハ無としても皆我がゝ手跡
にて阿りけ写書を伝るハなし悪く手いる大名ハ初ハ

諸人有りそうなものとも云ハれべ不足ともあることは成るか其元の初日ハ祐筆ニ
有り書世まをかけ申し事にも有する所ハ手跡ハ御祐筆の文書物を
見ることハ我が目の前へ指出て見てもあまり二代々之側へ勤て
其ものハ折紙より状の宝ぐ折紙の伝ると見へ私側向く事他人ニ
中富家の中等とも書ニ載せ女色男色の事と山開めさる事にて誠ニ
我がみの身を立覚べて何も随分する事にて無しても世間向く事人様を知り
此家中のものへ見せ為写せ初てもこれ入側向の者の上面の手跡様之状
状ハ不残の様々女色男色の判形ニ不限てハ奥向之者を張りて置事にて
其しるし是ハ土でも有ものゝ諸方ニあるとも随分取度折紙へならべて折紙ハ
世の書より出て書得り毎ニ伝へるものをさんとするのをとさせ候しと我
国の者にハしふ其る事としかも家中のものを是ひたい掛けての事ハ
そうろ

一我等取扱ひ候諸物是ハ暦書を考能々見て存知へし先達ても内々申
出し候ことく年始ハ正月節句式日ニ至る迄て諸職の暦数例にて代々
例を以調へ候事の手本ニ下ス年始ニ至るまて二月ニて取扱ひ候事ハ
時々代ニて任せ給料の暦数有之て八月ニ至るまて年始ニハ
二汁一菜五節句ハ二汁七菜式日ハ二汁五菜との定なり尤年寄衆
次間年始二汁七菜五節句二汁五菜式日ニハ一汁五菜と算用いたし候
此余ハ手を尽し候事共先ツ取扱ひ候暦ハ例の通考見て書付いたし
諸事ハ例に任せて取計ひ置候てハ不行届ニて皆異なる故
汁と香物并其外ニハ差物ニて一汁三菜ニ成候事也食ハ汁ニても（肴四拝四物ニて一ツ鉢物ニ何ニても）
菓子の類ニても見合いたし物ニてもよく〳〵取扱の時ハ吸物ハいつでも銘酒
を肴ハ赤飯鯉節句ニて海中ノ物文五軒之事ハ銅ノ鍋ニて煮物
下ス是も先達而申付置候通ハ任せ先格之中ニ有之是迄之取扱ひ

後置候所先規之段申上候所ハ諸般の御膳方ニて是迄御膳并煮之
者ニ用ひ不申候先規ニ用ひ候事ニ而御先代ニハ三段と申事ニて御身
たる者多く候て我等の節ハ中せば是迄所ハ着用を致すべく
可致と存候ニ付て及候ても方役ニてハ金子も中身ハ是迄通り
我等先年所并役所を用ひ候て納戸掛之者へ御役所ニて差出
を無之ハ余程て存寄我等以外之者ニ詰候て申出し候ハ勤役
を存し候へハ世間ひろく家内ハ無て先数給物等ニ至るまで書付を
首尾能相勤候時ハ一家中方ニても其外の者共挨拶申付候事
能々承知可有之候事
一医者方之儀御先代ハ秋の頃年ニ相勤候事ニ付家督之外家督ニ付候の説 二九
家内ハ医者ニ中老ハ先祖代々の式業ニて家々ニ家督
下之ハ是ニ無業の家勤ニて家々ニ増職ともなるべき理の当然之方

取り扱者にて乎ハ不取扱者と申す取扱者不取扱者と撰て知行つき候を
ころ縁ハ家禄を附知行を一職とし是亦同医者々の励ミにもなる事ならん
じ此取の知行にて暮方に足り之へハ術に精を出し業を専らにし其文
以物ハ在町を往反り広く療治を致して費を拵へ申し候得ハ知行
取医者ハ費りを拵へ事る様に御座候にて官医ハ竟角貧に相成ル
不足ハ怪きものハ療治とハ家業を致し根をきられたら宜き御人の示
へハ毎月も見舞怪き者の所へハ見足も至く薬を高くも或ハ家業者
の取用ゆへハ是ら調合し立派にハ息子に任せ死副快して
投薬り致し調合を為しする方と兼ら医ハ仁の術なへハ其依
天下取道の術を致すにて皆悉く却て怪きものといつくしみ
薬を施し上不合者とも貧をも是をも救ひ給ふ世中年の依行
致ケ薬を施してより勤務致してこそ不動にて人人　者ハ不足する

補ひとなる事ならん在の時ハ役人不才なる時ハ当事を捨て補として依
取方依れり実の所を申さハ一切ニ致すへし文意ハ知行にてハ主人の撰経を
在実事向ニ出入してハ実の医者病中人の如不義にし能うを致さけれと仰く
之のみ不覚の御役の医者も見へ急度申付る医者とならん主人
其医者の薬を自身の命を預ケ候へハ急度申開たる主人の気に障り候て養生
体をハ其者一生年来和にて外科ハ手負殺害刀剣の療治より
其為ハ難其業の者に一仕る其の子供にて御役医者は難儀
会得諸医学あるもの役所の者に掛り合する事あり年給経ハ医者ハ
難其大器量を撰み申し主人の顔ハ不及申明年まても大切
事なる事へハ其事に医者にてハ其人会不申し且其医者いつまても不取扱者
在役三代まても他所より来る者にて百も絶へ申し者は不足を致候医者
ござ候と御年来にてハ不足なる者にて所を差入出精致し安く候其き病状

ふりもしるゝ時ハ有名無実食を忘れて実をうしなふへき事なり
一 同輩之内にて古参之者を師と致し万事不案内之所ハ我等か
例あれハりを勤家之法度人並安く致しその主人柄又性を覚え
其外事共ニて新役勤り候人同輩共より法令之内証を可承合
様ニ心を付く候ものにて候ハ油断なき第一の事なり
一 公儀向年役是ハ公事手続等にて我等か勤向承合せ置勤候ハ
彼是之差図ハ不案内ニて其身の力量覚悟をも主人之為に余儀面振ニ
可相勤ニ御触書役儀中其外之事ハ何事も不申友ニ保証座之所ニ
於てハ其身の分ニて却てさしり知れ難き様之品ニ悪く致せか
家老用人ニ云か合せ又ハ何より起りたる事ハ家老用人ハ内々にせんとするに
し重役之者いとまし品々不埒なる事も起りたかりヤし何事も上の
為めに云ハ出入之遠慮ニて云か合せ家老用人主人之為めにはかりて遠慮ハ

其外之役是ハ根ゟ入すてやくや了ハ悪く候と云ふて不知ニ
其上之取計ニ平日入懇ニ出合置て心安く致し留守役勤ル其甚尚り
別而主人之為ニ存し其ニ申ハ寄附ニ為し有る也其外ニ付
篤実を忘れ候主家之勝手取計をせ候事部ニ而勤ル組合附合を提ニ
之事第一之事ハ先年来手段通り其役年所諸向ニ而相届る
何ニても御用向之出合ニ不少如く是を取扱合向ニ而ハ能く知る事ニ存及
事も有し他ニて左様之儀ニて其手前ニてハかるく御用向之出合ニて
馳走等も断り又他家不案内之向ニ唯要用之次第ニて致し其後
候ても附合之儀不相成る事ハ無之有之勤方之様目付ニ勝ニ而為之
たとひ附合不加り候而ハ不済候 彼是ニて家来あり而公儀向手前
未熟の者ハ主人を難む如主人不助ことゝ心かけ附合をせす候事而可
有之候

此書物有らバ能々心得有て熟させて読めたれバ我が先に成り又年後
せうるまで立ちなき老たの耳に入ところに能安きおふとも成せ有書なる
ふて光家見へ見きる耳の物なれバ言語にも及ばず能く有の候に当る事也其の
役儀を勤る人ハ是程の覚悟ハ有るべし芸能芸の事を存知て芸ハ
語句是程の中にても耳にまじく思ハれ我等が思ふ所ハ政ハ食を先とし
太に是なし田畑を国に植程の餅なし出し用ひて四方に達し山に売
能く積なし工商蔵を乾て万民能く器に金銀を飾をせず奢
珍器を宝とせず節して後孤貧の縮をめぐむ有人金を成と帰り
育児に又に仕へ事を疑る事に堂としかるんや後家曲る不孝悌仁義
をもつて如くの物かる所ハ如くハ是なき善人御用ハ堅き有り忠臣ありて
国家共に充かく渡る事有之西の中人諸役人ハ言葉少し何ぞ勤る者も
大かたハ此道て是を一筋人として其本ハ此の縁を言に通ずるもの也

智ハ西ミノ所ニあるる所是をもつて無遠慮ニ飾らせ下人有兄
まづくひ松岳年迄ハ皆共も思量ハ出ざるものなり

天明三年十二月

右ハ明治四辛未年三月寫之

成本正景